令和８年６月天栄村議会定例会会議録目次

第　１　号　（6月9日）

議事日程……1
本日の会議に付した事件……1
出席議員……1
欠席議員……1
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……1
職務のため出席した者の職氏名……2
開会の宣告……3
議事日程の報告……3
会議録署名議員の指名……3
会期の決定……3
諸般の報告……4
例月出納検査の結果……4
陳情の付託……4
村長行政報告……4
一般質問……１１
　石　塚　喜　吉……１１
　齋　藤　寿　昭……１９
　馬　場　吉　信……２３
報告第１号の上程、説明、質疑……２９
報告第２号の上程、説明、質疑……３１
報告第３号の上程、説明、質疑……３２
議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……３４
議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……３７
議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……４７
散会の宣告……５２

第　２　号　（6月１０日）

議事日程……５３
本日の会議に付した事件……５３
出席議員……５３

欠席議員……５３
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……５４
職務のため出席した者の職氏名……５５
開議の宣告……５５
議事日程の報告……５５
議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……５５
議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決……５６
議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決……５７
議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決……６０
議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決……６３
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……６６
散会の宣告……７５

第　３　号　（６月１１日）

議事日程……７７
本日の会議に付した事件……７７
出席議員……７７
欠席議員……７７
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……７７
職務のため出席した者の職氏名……７８
開議の宣告……７９
議事日程の報告……７９
議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決……７９
議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決……８０
議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決……８１
陳情審査報告……８２
各委員会閉会中の継続審査申出……８４
日程の追加……８７
発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……８７
発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……８９
招集者あいさつ……９０
閉会の宣告……９１

６　月　定　例　村　議　会

（　第　１　号　）

令 和 ８ 年 ６ 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議　事　日　程　（第１号）

令和８年６月９日（火曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　例月出納検査の結果
日程第　５　陳情の付託
日程第　６　村長行政報告
日程第　７　一般質問
日程第　８　報告第１号　令和７年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について
日程第　９　報告第２号　令和７年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について
日程第１０　報告第３号　天栄村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について
日程第１１　議案第１号　天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第１２　議案第２号　専決処分の報告及び承認について
日程第１３　議案第３号　専決処分の報告及び承認について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	齋　藤　寿　昭	２番	石　塚　喜　吉
３番	吉　成　邦　市	４番	馬　場　吉　信
５番	大　浦　トキ子	６番	服　部　　晃
７番	小　山　克　彦	９番	円　谷　　要
１０番	大須賀　渓　仁		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸	副村長	揚妻浩之
教育長	長場壮夫	参事兼 総務課長	関根文則
企画政策課長	森和昭	税務課長	星裕治
参事兼 会計管理者兼 住民課長	熊田典子	健康福祉課長	芳賀信弘
産業課長	大木伸一	建設課長	塚目弘昭
湯本支所長	星淳	教育課長	小山泰明
生涯学習課長	櫻井幸治		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤伸一	書記	石井貴也
書記	櫻井小百合		

◎開会の宣告

○議長（大須賀渓仁）　おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和８年６月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は９名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和８年６月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから、令和８年６月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀渓仁）　本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第１号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀渓仁）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

５番　大　浦　トキ子　議員

６番　服　部　　晃　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大須賀渓仁）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、吉成議員。

〔議会運営委員会委員長　吉成邦市　登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉成邦市）　おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

６月１日午後１時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和８年６月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は６月９日より15日までの７日間と決定を見ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、吉成邦市。

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、吉成議員から報告がありましたとおり、本日より６月15日までの７日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から６月15日までの７日間と決定することに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（大須賀渓仁）　日程第３、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

◎例月出納検査の結果

○議長（大須賀渓仁）　日程第４、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承ください。

◎陳情の付託

○議長（大須賀渓仁）　日程第５、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は２件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらの件につきましては、所管の総務常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎村長行政報告

○議長（大須賀渓仁）　日程第６、村長行政報告。

村長より令和８年６月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　おはようございます。

本日ここに、令和８年６月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告３件、議案11件を提案し、ご審議いただくわけでありますが、議案の説明に先立ち、３月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、総務関係につきましては、５月26日に本年第２回目の駐在員会議を開催いたしました。会議では、近年、激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、地区自主防災組織における防災・減災対策の取組や６月21日に開催する全行政区参加による地区避難訓練の実施などについて協力をお願いいたしました。５月８日には、災害時を想定した職員の災害対応訓練も実施し、村民が円滑に避難できるようそれぞれの部署において対応の確認を行いました。

また、防災行政無線につきましては、機器故障により定時放送が停止となり、村民の皆様に多大なご心配とご不便をおかけしておりましたが、本年３月に機器の更新が完了し、放送を再開しております。今後も、適切な設備更新と保守管理に努めながら、安定運用に取り組んでまいります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、多くの皆様のご寄附により、令和８年３月末現在において、寄附額が１億5,800万円を超え、過去最高となりました。

また、５月８日には、須賀川市、鏡石町と連携し、３市町村のブランド米をセットにした共通返礼品の記者発表を行いました。この返礼品は、12月に開催される米・食味分析鑑定コンクール国際大会のＰＲと３市町村の魅力発信を目的として開発したものであります。今後も、近隣市町村と連携を図りながら、ふるさと納税制度を活用し、地域の優れた特産品を全国にＰＲするとともに、自主財源の確保に努め、少子高齢化対策や教育、福祉の充実、地場産業の振興など、魅力ある村づくりを進めてまいります。

次に、５月22日に、村とすかがわドローン倶楽部において、ドローンに係る連携協力に関する協定を締結いたしました。本協定は、双方の資源を有効に活用し、一層の地域活性化や住民サービスの向上を図ることを目的としており、今後、ドローンの活用方法や操縦に関する人材育成、防災及び災害対策などについて、協働で取組を進めることとしております。

次に、移住・定住につきましては、東京都内において５月17日に開催された「東北移住&つながりフェア2026」において、移住希望者の方々へ村での暮らしや移住支援制度をＰＲいたしました。

また、小規模住宅団地につきましては、４区画の売買契約を締結し、うち３区画は引渡し

を終え、住宅建設に着手しております。残る１区画につきましては、引き続き分譲に向けた周知に取り組んでまいります。

次に、物価高騰への対応につきましては、昨年度からの繰越事業として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した「生活支援商品券発行事業」を実施しており、当商品券の使用期限は本年７月末ではありますが、令和８年５月20日現在で75.6％の使用率となっております。

次に、保育所移転整備につきましては、５月30日に議員の皆様のご臨席を賜り、天栄保育所落成式を挙行いたしました。午後には内覧会を開催し、保護者をはじめ多くの方々に新しい保育所を見学いただきました。新保育所の開所は15日を予定しており、子どもたちが伸び伸びと過ごせる環境を生かしたよりよい保育に努めてまいります。

次に、子育て支援につきましては、３月19日に、第１子３組、第２子１組、第３子３組のご家庭に、村の宝である子どもたちの健やかな成長を願い、子宝祝金を贈呈いたしました。

次に、健康づくり事業につきましては、本日より14日まで住民総合健診を実施しております。今後、総合健診未受診者には施設健診を勧奨し、より多くの方に健診を受診いただき、日々の健康管理の意識付け、がんや糖尿病など生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ、村民の健康増進を図ってまいります。

次に、衛生関係につきましては、昨年１月から開始した家庭ごみの量を１人１日100グラム減らす「みんなでチャレンジ　ごみ減量作戦」が３月で終了いたしました。15か月の取組の結果は、１人１日659グラムと令和４年度と比べ100グラム以上の減量となりました。今後、生ごみ処理機等の購入補助金の周知や「小型家電等の無料回収イベント」などを積極的に実施し、村民の皆様と協力しながら、ごみの減量とリサイクルの推進に努めてまいります。

また、本年の「花いっぱい運動」は、暑さ対策のため例年より１か月前倒しをし、６月７日に開催いたしました。

次に、税務関係につきましては、４月に軽自動車税、５月に固定資産税と個人村県民税特別徴収分の納税通知書を発送いたしました。６月には個人村県民税普通徴収分及び国民健康保険税の納税通知書の発送を予定しており、引き続き、公正かつ公平な課税を進めてまいります。

収税業務につきましては、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、４月から５月末の出納閉鎖期間にかけて、全職員体制で滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等による滞納整理を実施いたしました。また、納付が困難と見込まれる納税者に対し、早めの納税相談を行い、新たな未納の防止に努めてまいります。

次に、国土調査につきましては、昨年度より実施している湯本第32地区の宮下、ほか６字の地積測量と所有者による閲覧、さらには新規地区の湯本第33地区の滝上、ほか４字の一筆

地調査の実施に向けた準備を進めております。

次に、農業関係につきましては、農林水産省が５月20日に令和８年産主食用米の生産量見通しを733万トンと発表し、昨年並みの高水準が続く見込みとなっており、また、民間在庫量の増加による米価下落への懸念が高まる一方、燃料費や農業生産資材は依然として価格高騰が続いており、農業経営を取り巻く環境はまだまだ厳しい状況が続いております。村といたしましては、今後の動向を注視しながら関係機関・団体と連携し、米価維持と農業経営の安定を図るため、経営所得安定対策等交付金の活用を推進するとともに、減収補塡対策としてナラシ対策や農業収入保険制度への加入促進に努めてまいります。

また、本年12月５日、６日に須賀川しんきん文化センターで開催されます「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」ｉｎ須賀川・岩瀬に向け、３月26日に実行委員会総会が須賀川市役所において開催され、本年度の事業計画及び予算等について協議されました。本大会に向け、関係機関と連携を図りながら、機運の醸成と大会の成功に向けて取り組んでまいります。

次に、てんえいふるさと公園整備事業につきましては、最終工事となる芝張りが３月で完了となり、４月28日より供用を開始しました。当日は議員の皆様にご臨席をいただき、天栄幼稚園の園児を招待してオープニングセレモニーを盛大に開催いたしました。本公園は、村民や村外からの利用者にとって憩いと交流の場として活用できる新たな観光資源であり、子どもたちの歓声が絶えない、地域に親しまれる場所として今後は成長していくことが期待されます。

また、５月23日には、道の駅「季の里天栄」でリニューアルオープン３周年祭が開催され、バルーンショーやマチナカライブにより多くの来場者でにぎわい、隣接する「てんえいふるさと公園」と併せ、活気を見せておりました。公園と道の駅の一体的な供用により、さらなる工夫やＰＲ等を展開し、本村の魅力を広く発信するにぎわいと交流の拠点として、より滞在価値が向上していくよう今後も取り組んでまいります。

次に、鳥獣被害対策につきましては、５月28日に村山村開発センターにおいて、ツキノワグマの緊急銃猟に係る説明会を開催し、緊急銃猟の仕組みに関する座学をはじめ、「天栄村緊急銃猟マニュアル」に基づき、役割分担の確認や机上訓練を実施いたしました。今後は、訓練を通じて得られた課題や反省点を踏まえ、より実効性の高い対応体制の構築に努めてまいります。

次に、商工観光関係につきましては、４月１日から「ふくしまＤＣ」が始まり、本村では関連事業として、５月19日、20日にはＪＲ大宮駅において「天栄村特産品フェスタ」が開催されました。今後も各種イベントを通じ、本村の魅力を積極的に発信してまいります。

また、６月１日からは、村観光協会による「泊まって得とくキャンペーン」が開始されました。本キャンペーンでは2,000人泊の誘客を目指し、多くの皆様に村ならではの観光資源

に触れていただくことで、観光地域の活性化を図ってまいります。

次に、主要な道路等の整備につきましては、緊急自然災害防止対策事業の児渡滝田線外２路線の舗装打換工事、緊急浚渫推進事業の小井田輪池ため池浚渫測量設計業務委託、社会資本整備総合交付金事業の仲林後藤線道路改良工事、さらには上水道事業の導水管布設替工事測量設計業務委託について、それぞれ５月に着手しております。

次に、学校教育関係につきましては、４月６日に令和８年度入学式が行われ、広戸、大里、牧本、湯本の各小学校に計38名、天栄中学校に42名の新入生が入学いたしました。また、４月10日には天栄幼稚園に15名の新入園児が入園し、無事に新学期がスタートいたしました。

４月16日には、天栄中学校の総合的な学習の時間「ふるさと・夢プロジェクト」において、本年度で５回目となる特別授業の講師を務めました。本村の自然、産業、文化が持つ魅力や将来像、その実現に向けた道筋などについて説明し、後半の質疑応答では、多くの生徒から率直で意欲的な質問が寄せられ、挑戦する勇気や失敗から学ぶ姿勢の重要性など、今後の生き方を考える上で大切な視点を共有することができました。引き続き、中学校と連携し、次代を担う子どもたちの夢の実現に向け力強く後押ししてまいります。

また、同日には、各校の全教職員が参加する村教育方針説明会が開催され、学校・家庭・地域の連携により教育を充実させるための重点施策を示すとともに、教育行政の目標について共通理解を深めました。

５月16日には、広戸、大里、牧本の各小学校において、それぞれ運動会が盛大に開催され、子どもたちはこれまで積み重ねてきた練習の成果を力強い走りや息の合った団体演技に込めて、保護者や地域の皆様に披露いたしました。互いに励まし合い、勝敗を超えて相手を称え合う姿も随所に見られ、子どもたちの成長と学びが感じられる一日となりました。

次に、学校施設の整備につきましては、繰越事業である牧本小学校体育館の空調設備設置工事に着手するとともに、同校の校舎及び体育館照明のＬＥＤへの更新工事に着手いたしました。今後も、各学校における照明のＬＥＤ化を計画的に推進し、省エネルギーの促進など環境への配慮を図りながら、より良い教育環境の整備に努めてまいります。

次に、小学校の異文化体験授業につきましては、５月からブリティッシュヒルズを会場に実施しており、29日には村内の小学２年生29名がレッスンや移動時間を通じて親睦を深めました。今後も、英語教育の推進と統合小学校を見据えた取組の一環として、各学年で順次実施してまいります。

次に、子どもたちの活躍につきましては、５月13日、14日に郡山ヒロセ開成山陸上競技場で開催された県中地区中体連陸上競技大会において、天栄中学校から男子２年100メートル、男子共通110メートルハードル、男子共通3000メートル、男子１、２年400メートルリレー、男子共通四種競技で県大会出場権を獲得するなど、すばらしい成績を収めております。

次に、生涯学習関係につきましては、放課後子ども教室において、大里小学校で40名、牧本小学校で48名の計88名、放課後児童クラブにおいては、広戸小学校で75名の児童が放課後の安全な居場所として活用しており、自主学習や運動などの様々な活動を行う中で、子ども同士や学年を超えた交流が図られるばかりでなく、安全管理員や活動指導員など地域の方々と触れ合うことで、学校だけでは学ぶことのできない「ふるさと教育」の実践も図られております。今後も、子どもたちの安全に配慮しながら事業を実施してまいります。

次に、地域学校協働活動事業につきましては、地域と学校の連携・協働を推進することを目指し、コミュニティスクールの充実を図ることとしており、この事業の一環として、学校が地域との連携を図るための農業体験や、子どもから大人までを対象とした年代ごとの英会話教室を本年度も開始いたしました。

また、てんえい村民教室として、高齢者を対象とした寿大学、幅広い年齢を対象とした各種講座や教室も順次開講しており、村民の生涯学習機会の拡充と推進に努めております。

次に、３月29日には、第７回天栄村演芸発表会を生涯学習センターにおいて開催いたしました。当日は、天栄山黄金太鼓保存会による勇壮な太鼓の演奏に始まり、村内で活動する個人や団体による踊りやダンス、カラオケ、吹奏楽など、７団体による29の演目が披露され、来場者からは大きな拍手が送られていました。

次に、６月６日から７日の１泊２日で、福島県郡山自然の家において、村内小学校４年生から６年生を対象としたアウトドアチャレンジ事業を開催いたしました。この事業は、現代に生きる子どもたちがアウトドアを通じて生き抜く力やたくましさを身につけることを目的とし、参加した児童は、野外炊飯やマッチによる火起こしなどに悪戦苦闘しながら、一人ひとりが活き活きとプログラムをこなしていました。

次に、湯本地区につきましては、５月17日に湯本小学校において、湯本地区合同大運動会が開催されました。湯本幼稚園、湯本小学校の子どもたちや多くの地域の皆様にご参加いただき、交流が図られました。

また、湯本公民館講座として、高齢者を対象とした「湯本いきいき学び大学」や、「つるし飾り教室」、健康維持や体力向上を図るヨガ教室や各種スポーツ教室などを順次開講し、心身の健康増進や交流機会の拡充に努めております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告３件、議案11件の大要についてご説明申し上げます。

報告第１号　令和７年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告及び報告第２号　令和７年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告につきましては、いずれも繰越額が確定いたしましたので報告するものであります。

報告第３号　天栄村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更につきましては、新型イン

フルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性を図るため変更したので、議会に報告するものであります。

議案第１号　天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員９名の任期が７月19日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり議会の同意を求めるものであります。

議案第２号及び議案第３号　専決処分の報告及び承認につきましては、地方税法等の改正に伴い、天栄村税条例の一部を改正する条例の制定及び天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したため、議会に報告し、承認を求めるものであります。

議案第４号　天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福島復興再生特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第５号　天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましては、天栄保育所の所在地について改正を行うものであります。

議案第６号　天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、保険税水準の統一に向けた取組と安定的な運営を目指すため、所要の改正を行うものであります。

議案第７号及び議案第８号　財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、消防ポンプ自動車の購入及び小中学生のタブレット端末の購入について、地方自治法等の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第９号　令和８年度天栄村一般会計補正予算につきましては、ごみ袋物価高騰対策補助金、旧季の里天栄施設改修工事設計業務委託などにより、歳入歳出それぞれ3,547万7,000円を追加し、予算総額を44億2,047万7,000円とするものであります。

議案第10号　令和８年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において、歳入歳出それぞれ689万4,000円を追加し、予算総額を６億5,119万円とするものであります。

議案第11号　令和８年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳出予算を組み替えるものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の大要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和８年６月９日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀渓仁）　これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

40分まで休みます。

（午前１０時２６分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午前１０時４０分）

◎一般質問

○議長（大須賀渓仁）　日程第７、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第２項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は３名であります。質問は、最初に２番、石塚議員、次に１番、齋藤議員、続いて、４番、馬場議員の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は１人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

◇　石　塚　喜　吉

○議長（大須賀渓仁）　初めに、２番、石塚議員の一般質問の発言を許します。

２番、石塚議員。

〔２番　石塚喜吉　質問席登壇〕

○２番（石塚喜吉）　天栄村議会会議規則により、通告どおり一般質問を行います。よろしくお願いします。

村内の稲作水田の農業用水不足対策について。

村内の水田の水不足は異常気象によるものなのか、ここ数年悪化傾向にあります。特に大里地区の水不足は、今年は特に深刻な状況であり、作付を断念した生産者も数名いると伺っております。ここ数年はかなりの生産者の方々が大変苦労しているのが現状です。本年のような水不足は今後もますます続くと考えられます。

村として行政要望あるいは何とかしてほしいとの問合せも多々あると思いますが、この状況に対してどのような対応を検討しているのか、また、大里地区の農業用ため池の数及びため池が作付に対して何割程度機能しているのか、村としてどの程度把握しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　お答えいたします。

近年の地球温暖化に伴う気候変動は、全国各地に深刻な水不足をもたらしており、自然環境の変化に対しては、既存の水利施設による対策だけでは限界があるのも事実です。

本年は特に大里地区において深刻な農業用水の不足が発生し、生産者の皆様が大変な苦労をされ、中には作付を断念せざるを得なかった方がいらっしゃる事態につきましては、村として重く受け止めております。

村といたしましては、これまでも行政区や土地改良区からの要望を踏まえ、令和４年度に緊急自然災害防止対策事業を活用し、大里東部地区の地蔵池の浚渫及び深沢池の法面改修を実施したほか、令和９年度には緊急浚渫推進事業により沢邸地区の小井田輪池の浚渫を予定しております。

また、行政区協働の里づくり交付金を活用した、地域の皆様による農業用水利施設のきめ細やかな補修、維持管理への支援も継続して行っております。

しかしながら、今後も気象災害の激甚化が予想される中では、ハード面の整備に加え、限られた水資源を有効に生かすソフト面の対策も不可欠であると考えております。

他地域においては水の使用量を大幅に抑えつつ安定した栽培を可能とする乾田直播などの先進的な取組が実証、導入されており、こうした栽培技術や工夫は、本村の今後の米作りにとりましても大変参考になるものと考えております。

今後におきましても、水利施設の計画的な保全に努めるとともに、先進事例の情報収集や研究を進めてまいります。さらに、行政区、土地改良区、そして何より生産者の皆様と危機感を共有しながら、持続可能な農業を守るため、地域の実情に即した多角的な対策について検討を重ねてまいります。

なお、大里地区には現在、村、矢吹西部土地改良区及び個人が管理するため池が31か所ありますが、それぞれ受益面積や供給水量が異なることから、水稲作付面積に対して何割程度の機能を担っているかについて把握することは困難でありますので、ご了承願います。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　答弁ありがとうございました。

現在まで、農業用ため池の改修工事は何件程度行われているのか、ここ数年の間に行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

令和になってからの大里地区の工事につきまして申し上げます。

村長の答弁にもありましたとおり、令和４年度に大里東部地区にあります地蔵池につきまして長年の堆積土砂の浚渫工事と、同じく令和４年度に大里東部地区にあります深沢池につ

きまして、地震による堤体の改修工事を行っております。

また、令和４年度におきまして、協働の里づくり交付金事業補助金にて、大里中部にあります佐久地区のため池におきましても、堆積土砂の浚渫工事を行っております。

なお、令和８年度におきまして、沢邸地区にあります小井田輪池の浚渫測量設計業務委託を発注しており、令和９年度にため池の浚渫工事を予定しております。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　４年に結構な改修工事が行われているということですが、今まで改修工事を行ったため池の保有容量は何割程度アップしたのか、分かればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

ため池の改修工事、浚渫工事に対しましてのため池の保水量につきましては、今まで計測しておりませんが、１割から２割程度の保水量増加を有していると推測しております。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　改修を行って、１割か２割ぐらいしか保水量というのは増えないんですか。分かんないかもしれないですけれども、１割、２割では改修した意味がないかなという気もするんですが、いかがですか。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

１割、２割程度の保水量増加といったのは、浚渫を行った際に土砂を上げた量によって増加するものと考えておりますので、１割、２割程度は増加しているというふうに推測してございます。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　土砂の量を見て、大体１割、２割ということですね。分かりました。

次に、南沢には河川がありません。そこで、三ノ輪池を農業用池として使用しておりますが、今年の春先においては、池には水がほとんどない状態でした。この大事な時期に何の役にも立っておりません。三ノ輪池の改修工事も今まで幾度か実施していただいていると思いますが、今までどのような改修工事を行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

三ノ輪池の改修工事につきましては、今まで３回行っているところでございます。１回目は平成７年度から９年度にかけて、県営ため池等整備事業にて、堤体工41メートル、余水吐工33メートル、取水工、底樋管27.5メートル、波除工、張りブロック294平方メートルを施工し、老朽化したため池全体を整備したものであります。

２回目は、平成10年度に県単農村整備事業にて、池底を地盤が出るまで掘削し、池底及び堤体側、堤体右側に遮水マットを施工したことで漏水防止を図るとともに、ため池の堤体下を地下75メートルまで掘削し、揚水ポンプ3.7キロワット１台を設置しており、ため池の渇水時における非常用として備えたものであります。

３回目は、平成19年度に土地改良施設維持管理適正化事業にて堤体左側に遮水シートを張っており、漏水防止を図ったものであります。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　まず、かなりの工事をやっていただいているんですが、全然水が、現在はたまっていない状態でございます。この三ノ輪池に対しては、行政区の要望事項にも毎年取り上げていただいております。令和７年の要望に対する回答書の中で、ゲートが閉じた状態でもため池への流入量が著しく少ないため、満水まではなかなかたまらない状況であります。令和６年度に県で実施した劣化状況調査によると、ため池堤体からの著しい漏水等は認められないことから、揚水量が不足する際は他水源での対応をするなどの現状での利用にご理解をお願いいたしますといった回答内容でした。

他の水源で対応するということですが、他の水源で対応ということはどういった対応を取ればいいのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

他の水源で対応でございますが、先ほどご説明いたしました三ノ輪池の改修工事で平成10年度に揚水ポンプを設置しており、南沢水利組合へ管理をお願いしているところであります。その揚水ポンプを活用していただければと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　一応ポンプを設置していただいて、池のほうには部落として水を揚げようとしているんですが、池にたまらないということで、ポンプを使って水を揚げても意味がないということで、今は使用していないみたいな話を聞きました。

であれば、ポンプをどのように活用すればいいのか。その辺をちょっと村のほうでも、池に揚げるとか、水源のほうに直にポンプで水を揚げるとか、どのような対応を、今の現状ではもう池にしか入れられない状況なんで、どのように考えますかね。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

今ほど揚水ポンプのほうで活用いただきたいというお話をしました。ポンプの水自体が、堤体の中に水が落ちるように設計されてございます。池に入れたとしても、まだ水位が上がらない、そういう状況ですので、直接水路側に落とし込むことも可能かというふうに考えてございます。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　直接水を使用するということですが、パイプとかそういったものを部落自体で改造して直接落とすようにするのか、例えば村のほうでその工事をやってくれるとか、どういった方向で進めばよろしいんですかね。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

区の要望として上げていただければ、村のほうで対応できるかと思っております。

失礼しました。訂正させていただきます。

検討事項とさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　そのポンプというのは村で設置したわけじゃないということですよね。だから、まだ分からないということで、検討してくれるということなんですかね。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

ポンプの設置は村のほうで実施してございます。その管理については南沢水利組合のほうにお願いしているところでございますので、ポンプ自体は村ですが、通常の維持管理についてはお願いしているところでございます。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　じゃ、その辺も対応のほうをよろしくお願いしたいと思います。

あと、大里地区のほかのため池についても、先ほど簡単には聞きましたが、具体的にどのような改修工事が行われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

令和になってからの工事につきまして申し上げます。

令和４年度に、飯豊地区の北小屋池につきまして、経年の劣化等により堤体の若干のはらみ出しなどのため堤体改修工事を行っております。令和５年度には、下松本地区の横内池につきまして、こちらも経年劣化等により堤体が侵食されるなどのため堤体改修工事を行っております。令和６年度には、繰越事業で、上松本地区の観音山池につきまして、長年の堆積土砂のため浚渫工事を行っております。令和７年度には、繰越事業で、今坂地区の四十檀池につきまして、老朽化のため、ため池全体の改修工事を行い、先月末に完成したところでございます。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　その池に対しては、漏れとかはないんですよね。でしたらば、次に、他地域からの農業用ため池の改修の要望及び今後改修工事計画はあるのか、お聞きしたいと思います。今までやってきた以外。

○議長（大須賀渓仁）　建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　お答えいたします。

令和になってからの要望につきまして申し上げます。

農業用ため池の改修の要望でありますが、ため池、沈砂池合わせまして13池、30回の要望を受けてございます。同じ池の要望を複数回受けているところもございます。

要望の内容でございますが、堤体改修が５池、堆積土砂の浚渫が６池、ため池の附帯施設修繕が２池、ため池の廃止が１池でございます。

今後の計画でございますが、先ほどもご説明いたしました沢邸地区の小井田輪池につきまして、令和８年度に浚渫測量設計業務委託を発注しており、令和９年度にため池の浚渫工事を予定しています。そのほかのため池の計画は今のところ計画されてございません。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　13池が要望に上がっているということなので、特に大里地区をなるべく優先的にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、次に大里地区の水田、畑等で荒れているところ、いわゆる遊休農地はどのくらいの面積があるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

大里地区の遊休農地につきましては、農業委員会が管理する農地、農家台帳によりますと、現在約55ヘクタールでございます。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　結構な面積あるんですね。これ、面積の割合にするとどのくらいの割合になるんですかね。分かりますか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

割合はちょっと不明でございますが、大里地区の水田の作付面積については175ヘクタールぐらいございます。それとは別に55ヘクタール。

〔「これ、田んぼと畑ですよね」の声あり〕

○産業課長（大木伸一）　すみません、これは田んぼと畑です。田んぼについてはちょっと詳細分かりませんので、ご了承ください。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　随分面積がありますね。

現在あるため池も水の流入が少ない状況でありますし、山間からの湧き水も少なくなったという声も聞かれます。現在は冬期間の積雪も少ないので、山林は水の蓄えがなくなっているのではないかと思われます。

そこで、荒れている遊休農地等の農地を利用して、冬期間に水をためておいて、農業用のため池として利用することはできないのか。また、場所にもよりますが、夏場の降水時の遊水池としての役割も果たせるのではないかと思いますが、村としては考えてはいないのか、お聞きいたします。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

遊休農地を農業用水ため池または遊水池として利用することは、農業用水を確保する上で有効な手段であると思われますが、実際に整備を進める場合には、遊休農地が農地である場合、農地法や農業振興地域制度に基づく各種手続が必要となるほか、整備費、維持管理体制の確保、水源によっては水利権に係る協議、許可など様々な課題がございます。

村といたしましては、農業用ため池としての活用について関係機関、地域の皆様と協議を重ねながら、地域の実情や事業効果、実現の可能性などを十分に見極めた上で、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　様々な、いろいろなことがあるとは思いますが、この時期ですので、そういったことを早急に対策を取れるように頑張っていただきたいと思います。

今後は、大里地区に限らず水不足も懸念されると思いますが、水脈調査等の実施計画はされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

現時点におきましては、計画の実施は予定ございません。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　水脈調査の実施計画は全然ないということですが、本当に水がなくなった場合、ここに水がありますよというのを分かっているだけでもいいと思いますので、その辺の調査を検討していただきたいと思います。

次に、農業用のため池の造成などはすぐには無理であるとすれば、ボーリングによる水の確保はできないのかお聞きします。例えば水の取入口付近にボーリングを落として側溝へじかに水の供給をすれば、この時期には十分とはいきませんが、少しの水不足の対処にはなると思いますが、どのように考えますでしょうか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

ご提案のような取水口付近のボーリングによる地下水の活用につきましては、農業用水の確保に一定の効果が期待されるものと考えております。

しかしながら、付近の湧水への影響、また継続的な取水量の確保、水質の状況をはじめ地下水調査に係る費用、施設整備費や設置後の維持管理費など様々な課題について十分な検討が必要でございます。

村といたしましては、関係機関、行政区、農業者の皆様と情報共有を図りながら、地域の実情を踏まえて、実現の可能性について慎重に判断していく必要があるものと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　今、農家の方たちはすぐに水が欲しいということで困っているので、水の確保をするための最短の今の現状のいい提案ではないかと思いますので、その辺の検討もお願いしたいと思います。

あと、農業ため池の造成にしろボーリングにしろ、かなりの予算が必要になってくると思います。村長としては、この農業用水、水不足に対してどう捉えているのか、また、どのような考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。村長、お願いします。

○議長（大須賀渓仁）　村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　お答えいたします。

私も就任後から、特に大里地区は水がなかなか、水田に使うのが厳しいというお話をいただいた中で、どういった取組ができるのかと。できるところから進めてきましたが、近年の気候変動による水不足で、私の地区も裏山から流れていた水がもう完全に止まってしまったということも聞いていまして、作付をもうしていない、もう完全に遊休農地となったところが多々あります。

そういうことも踏まえながら、生産者の方々とどういった対応ができるのか。ただ単に、ボーリング落としたから水が出るのかといったらば、それほど確保できるものが、やっぱりなかなかそこまでできないものがあります。先ほども地下水脈の調査というお話もありましたが、どういった形でできるのかというようなことは、今後いろいろ協議しながら検討はしていかなければならないというような認識をしております。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　早急にそういった対応をお願いしたいと思います。

今後においては、農業用水に限らず、水道水もとても大切な生活資源です。この先も、冬期間の雪不足による影響もさらに悪化してしまうのではないかと心配しているところです。龍生ダムも水がかれてしまう事態も起きかねないとは思いますので、村内の地下水脈の調査を実施していただき、ボーリングをする計画も考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終了といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員の一般質問は以上で終了いたします。

◇　齋　藤　寿　昭

○議長（大須賀渓仁）　次に、１番、齋藤議員の一般質問の発言を許します。

１番、齋藤議員。

〔１番　齋藤寿昭　質問席登壇〕

○１番（齋藤寿昭）　天栄村議会会議規則によりまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

村で保有しているバスの運行体制について。

先月の５月６日に、磐越自動車道路で高校生が部活動の遠征に利用したマイクロバスの事故で不幸にも１人の高校生が亡くなり、多数の負傷者が出るという大変痛ましい事故が起きました。手配されたバスは白バスの可能性があり、運転手は大型二種免許を取得していなかったとの報道がされています。

そこで、現在村で保有するバスの運行体制について伺います。

○議長（大須賀渓仁）　村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　お答えいたします。

村が保有するバスにつきましては、総務課で管理する40人乗りの中型バスと健康福祉課で管理する28人乗りの福祉バスの２台となっております。

これらのバスの利用実績といたしましては、中型バスにおいては、主に小・中学校における校外活動や部活動などのほか、行政組織や各種団体の視察、研修等に利用されております。一方、福祉バスにおいては、主に福祉団体による研修移動や健康増進活動、介護予防事業などに広く活用されている状況となっております。

また、バスの運転及び管理業務につきましては、専門の民間事業者と運転管理業務委託契約を締結し、運行を行っております。

今後とも委託事業者との緊密な連携の下、安全第一の運行に努め、利用される方々に安心・安全にご利用いただけるよう適切な管理運営に努めてまいります。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　ありがとうございます。

運転の派遣のドライバーの方、そういった専門の業者ということで大変安心いたしました。これはやっぱり保護者の方からも、どういった方がバスの運転をしているのかということをよく聞かれるので、そういった専門の業者、プロのドライバーの方が運転しているというので大変安心いたしました。

その中で、学校の活動、今中型バスを使用しているということだったんですけれども、過去にというか、今までででバスのレンタカーを借りたということはあるか、ないか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　教育課長。

〔教育課長　小山泰明　登壇〕

○教育課長（小山泰明）　お答えいたします。

各学校のほうに確認しましたところ、レンタカーを借りて子どもたちの送迎を行ったという実績はございませんでした。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　ありがとうございます。

こちら、６月３日の新聞に、郡山の公立小・中学校75校に対して、それについて、国交省のガイドラインに沿った依頼した業者に頼んでいて、レンタカーの利用はなかったということが新聞等には、郡山のほうでは調査したということだったので、天栄村でもそういったレ

ンタカーを借りたことがないということで大変安心いたしました。

その中で、村で直接契約しているドライバーさん、運転手さんがいるかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

村で管理しているバスにおいては、先ほど答弁で申し上げたとおり管理業務委託をしている業者に頼んでおりますから、全てプロのドライバーが運転している状況でございます。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　そういった直接やり取りするドライバー等はいないということですね。

それで、村で保有するバスもあるんですけれども、今日から中学校、中体連ということで、そういったときに学校のほうでも予算を取ってバスを手配して、子どもたちを中体連に送って、ちょうど今日、明日、そういったところがあるんですけれども、その場合だと多分貸切りバスだと思うんですけれども、貸切りバスを利用する場合は事業者と適切な契約が締結されたり、工程表、見積りというのは事前に提出されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　教育課長。

〔教育課長　小山泰明　登壇〕

○教育課長（小山泰明）　お答えいたします。

貸切りバス事業者の選定並びに申込み方法、これにつきましては、国交省が作成しております安全な貸切りバスを選定、利用する際のポイントなどが示されました輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインというものが出されております。各小・中学校におきましては、それを踏まえて、適正な貸切りバス事業者を選定しております。

また、貸切りバスの利用申込みなどにつきましては、各幼稚園、小・中学校におきまして、事前に乗車日時、発着地、利用人数、そういったものを貸切りバス事業者と協議をしまして、見積書の徴収など適正な手続を行い、決定した中で、運行日程、料金等が書かれました運送引受書、こういったものの交付を受けて、適正な運行をしていただいております。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　ありがとうございます。

今お答えいただいた国交省のガイドラインというものが大変重要なことだと思いますけれども、そのガイドラインに沿ってやっているということで、それも大変安心いたしました。

５月28日の新聞にあったのが、文科省のほうがまた安全確保の留意点ということで、各都道府県のほうに今回の事故を受けて再通知したというのが新聞等に載っていたんですけれども、貸切りバスでの移動を依頼する際は事業者と適切な契約を締結するという項目が載って

います。その文言に沿ったもので適切に行っているということで安心しました。

あと、委託先の事業者が運行前に確認事項としていろいろなことをやるのですけれども、どのようなことをやっているのか、村では把握しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

村バスの運行前の安全確認でございますが、大きな項目として、運転手の健康状態の確認、アルコール呼気チェック、それから車両点検などを行って、運行前に確認をしているものでございます。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　ありがとうございます。

村のバスの派遣のドライバーさんの運転前の確認事項、こちらをやって、内容は今お聞きして分かったんですけれども、そちらの点検確認事項の結果というのは村では受けているのかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

運転前の確認は委託契約に基づきまして実施していただいており、その内容については、村でもやっていただいているということでもちろん承知している状況でございます。

村への書類の報告に関しましては、決まった形式で頂いているわけではございません。もちろん村でも、先ほど申し上げたとおり把握はしている状況ですが、委託先の会社で記録を取っていただいているというところでございます。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　そういった記録、事業者のほうは１年間保存しなければならない。そちらの記録もあるんですけれども、電子的な記録として１年間保存しなければならないという義務がありますので、業者へ問い合わせれば、保存しているので、そちらを提出していただくというのも今後検討して、毎日毎日出すというのは大変難しいとは思うんですけれども、定期的に１か月とか半年とかで出していただくということは検討していただけないでしょうか。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

村といたしましては、適正な運行管理体制が整っている、運輸局の許可を取得して旅客運

送を行っているところに委託先を選定しております。もちろん、村バスの運転手として乗務している方は適性診断や法令に定められた社内教育を受けており、運行前の安全確認なども村との運行契約に基づき実施していただいている状況でございます。書類やデータで報告をもらうにしても、結果的に事後の確認だけとなってしまうことで、運行前のチェック項目に基本的に不可があれば、そもそも出発できない状況でありまして、事後に書類をもらっても、ただ保管だけするような形になってしまうのかなと考えられることでありますので、引き続き安全教育や研修をしっかりしていただき、安全運行に努めてもらうのが重要であるのではないのかなと思っております。

ただ、先ほどご意見いただいたとおり、報告の必要について、そういったご意見を参考に検討してまいりたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　確かに事後の報告となってしまいますけれども、今回の事故みたいな感じだと、発注したほう、発注される側、双方が今捜査ということになっていますので、発注する側のほうもある程度そういったことは把握しておくことが必要ではないかと思います。そういった村の保有しているバスのドライバーが、そういった許可を受けている事業所のほうも多分初任者研修といって必ず座学も何時間ということをやっていると思いますので、そういった研修をやっている、やっていますよという何か書面もあってもいいのではないかなと思います。

それで、引き続き村の保有するバスを運転するドライバーの方、安全・安心な運行管理ができて、あと多分村民の方、子どもたちも安心してバスに乗れるのではないかと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

私の質問は以上です。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中でありますが、昼食のため１時30分まで休みます。

（午前１１時２７分）

○議長（大須賀渓仁）　午前中に引き続き再開いたします。

（午後　１時３０分）

◇　馬　場　吉　信

○議長（大須賀渓仁）　次に、４番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

４番、馬場議員。

〔４番　馬場吉信　質問席登壇〕

○４番（馬場吉信）　それでは、通告どおり一般質問を始めます。よろしくお願いします。

農業用インフラの持続的な維持管理について。

本村の農業を支える水路や道路等の施設は、村の農業基盤整備そのものです。しかし、高度経済成長期に整備された施設の多くが更新時期を迎え、近年では突発的な故障や破損が増加傾向にあります。これまでのような、壊れたら直すという事後保全では、修繕費が膨らむばかりか、将来的に農業生産そのものが脅かされる懸念を抱いております。

こうした中、多面的機能支払交付金を活用した長寿命化計画の策定は、施設を計画的に修繕し、寿命を伸ばすことで、中長期的なコストを削減するアセットマネジメントの観点から極めて重要です。

この長寿命化計画の策定を通した予防保全型管理への転換についてどのように考えているのでしょうか。村の農業基盤を次世代に引き継ぐため、１、農業用インフラの持続的な維持管理について、２、今後の取組方針について、村長の考えをお聞かせください。

○議長（大須賀渓仁）　村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　お答えいたします。

農業用インフラの持続的な維持管理及び今後の取組方針につきましては、水路や農道等の多くが昭和期に整備され、整備後40年以上が経過しております。老朽化による修繕箇所の増加や財政負担が課題となる中、農業用インフラ及び農地の機能を将来にわたり維持・確保するためには、施設の劣化状況を把握し、計画的な補修・更新を行う予防保全型の管理は重要であります。

村では、県、土地改良区、行政区及び地域の活動組織と連携しながら、農業用水路等長寿命化・防災減災事業、土地改良施設維持管理適正化事業、多面的機能支払交付金など各種補助事業や交付金、さらには村単独事業である行政区協働の里づくり交付金により、老朽化した農業用施設の補修や更新に取り組んでおります。

今後につきましても、県や土地改良区、行政区及び地域の活動組織との連携を強化し、各種補助事業や交付金を有効に活用しながら、計画的な補修・更新を進めることで財政負担の軽減も図り、持続可能な農業基盤を次世代へ引き継いでまいります。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　内容的には、方針として、今までも継続的な形で村としても推進をしていただいて今に至っているわけですけれども、やはり昭和50年代、通年施工で広戸地区から牧本地区へ構造開田事業が続いていった。私どものほうの地域も昭和53年に通年施工して今に至っていますが、大分水路関係とか、傷んでいるところを見つけつつ機能診断をし、また保全、修繕作業を年１度しておりますが、思いのほか限界がありまして今回の質問に至った

わけでありますけれども、まず、この事業そのものについて伺います。

村内各地区で、農地水から多面的機能に変わりました。制度の変遷といいますか、その辺についてまず１つ。

制度が始まった時期、これについて、２点目、経過、始まってから何年、現在なっているのか。そして、当初の取組の活動組織数が変わったというふうには聞いているものですから、現在まで継続して行っている組織数、これについて伺います。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

まず初めに、この制度はいつから始まり、現在は何期目なのか。こちらにつきましては、この多面的機能支払交付金制度は平成26年度に農地・水保全管理支払制度、こちらを引き継いで創設されました。第１期から取り組む活動組織は現在第４期目でございます。

続きまして、当初の取組、活動組織数、そして現在まで継続している取組数は幾つなのか、こちらにつきましては、制度開始前の農地・水保全管理支払制度では７組織活動しておりましたが、多面的機能支払交付金制度へ移行して、平成27年度に19組織が活動を開始し、現在は17組織が活動を継続しているところでございます。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　ありがとうございます。

平成27年19組織で、現在まで17組織が継続しているということで了解しました。当初より活動組織が他の自治体も減少傾向にあるという話も耳にするわけですけれども、天栄村の場合19から17、２つの組織が継続できなかったということでありますが、まず中身、内容になりますけれども、高齢化していくというのはどこの自治体でも一緒でして、組織にもその影響は直結するんですけれども、合意形成、なかなかこれが容易ではない。

それともう一つですが、計画策定、これもまた大変なんだと。当然、申請関係、年１回の監査がありますから、それになかなか対応し切れないというような話もケースとして見受けられるのも実情かと思います。

今後ですけれども、やはり地区が主体となって計画づくりを推進するということは、文字どおり外せないわけで、当然横の連携もありますけれども、各組織、農業委員会、私も今年の７月19日まで任期がありますが、農業委員会の中でも時々そのような話は出ます。なかなか大変だよね、でも続けたいよねと。これが実情なことだと感じているのも事実です。

そうした中で、村として総合的な支援体制、これについてどう推進していくのか、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

今後、総合的な支援体制をどう推進していくのかにつきまして、村といたしましては、まず集落における地域の担い手不足、あと地域のリーダーの不在、また事務の負担、こちらなどが合意形成の難しさの要因で、活動組織の減少につながっているものと考えております。

今後、地域の実情をよく知っている農業委員会や農地利用最適化推進委員の皆様にもご協力いただきながら連携し、多面的機能支払交付金制度、そういうものを地域の皆様に理解促進や、また取り組む際の事務支援、こちらについても行いながら、総合的な支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　ありがとうございます。

事務負担、これについても村以外の自治体の話を聞く機会があるんですけれども、外部にお願いするようなこと、これについて検討されている自治体も実はあります。いろいろと相談するところがあるような話も聞いておりますが、その点、産業課長さんはその辺の情報はあるかどうか、お聞かせいただけますか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

この多面的機能支払交付金の事務を外部委託にしている市町村なり集落、そちら、土地改良区とかに委託しているようなことはお伺いしております。今後、村でも事務負担について、特に負担を感じるような集落でありましたら、まずお話をよく伺いながら、そちらの対応についていろいろ協議した上で検討していきたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　土地改良区への事務的な委託をする手だてはありますよということなので、大変心強い回答といいますか、答弁ありがとうございます。

どうしても高齢化してくる、若い人たち、担い手バックアップ体制が取れないと、当然のごとく計画書がないと次のステージには行けないので、ぜひとも、それも今後継続する上で土地改良区なりうまくコンセンサスを取りつつ、できればですけれども、まずモデルケースとして自治体をピックアップして、それをお手本にして横展開に反映させていく、これも手だての一つかと思いますので、何分どうぞよろしくお願いいたします。

続いてですけれども、多面的機能、我が地区も取り組んで現在に至っておりますが、通常の維持管理とは別に修繕、それがどうしても経年劣化で人手の限界を感じているのも事実です。当然それに経費がまず発生する。通常の経費よりもお金の単位が違ってくる。通常10万

円以内。それが100万円。村長の答弁でもありましたけれども、協働の里づくり、それの支援も実は２度ほど受けています。これは、水路に流入した土砂、とても人力では取れないということで、協働の里づくり事業を経てようやく水路、２年前ですけれども、大変水の流入がよくなりまして、助かっているのも事実です。

しかしながら、これについても当然、水路には土砂がたまることはまた想定できるので、その範囲の中で多面的、協働の里づくり、それの事業をまたお願いするような形にはなろうかと思いますけれども、どうしても、その他について、道路もそうですが法面もそうです。予防保全や事後保全、あるいは改修というカテゴリーがあると思うんですが、先行き、どうしても予算がかかることが今想定される時期に直面しているといいますか、もう見て分かる、そろそろやらなきゃならないなということが数多くピックアップされています。

そこで、現在村内において、多面的機能、長寿命化計画、この話題が今回の質問になるわけなんですけれども、多面的機能、長寿命化計画に取り組んでいる組織が実はもう既にあります。そこで、組織の取組状況、主な活動事例を、承知している範囲で結構ですので、お聞かせいただけませんでしょうか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

現在既に取り組んでいる組織が村には３組織ございます。大里東部、高林、沖内となります。取り組むに当たっては、農業施設の点検結果、こちらを踏まえて、具体的な対応方針、こちらを考えていただいて、これを記載した長寿命化活動計画というものを作成していただくことにより、毎年200万円未満の修繕等が可能となります。

修繕に当たっては、直営施工、あと委託施工により水路の補修・更新、またポンプの修繕なども行っております。それぞれの地域に応じた施設の補修・更新等が計画的に実施されております。

以上でございます。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　承知しました。

村内では３地区、大里東部、広戸地区・高林、沖内で取り組んで、事後保全のお話をよく耳にしますが、水路の勾配が思わしくないというところも委託をされている。それで、水の取水の条件がすごくよくなったという話もありますし、さきに申し上げましたとおり、なかなか人力では困難なところ、実は、私どもの地域でも水路のずれ、それに伴う漏水、そしてまた、その影響を受けて排水路側の法面の水漏れが発生し、大きく法面が損傷している。応急処置については、区のほうから要望を上げて、梅雨前、緊急的な措置として応急的な形で

対応していただいているのが現況です。

どうしても今困っていることを最短の時間で処理していただかないと、大ごとになるような形が多くに今後発生するであろうというふうに思われています。緊急性、それを必要とするときに、各、横断的に村の課の課長さん方にいろいろと知恵を出して対応してもらう。ひいては、地域住民の人たちの安心に直結するということは事実ですので、引き続き対応方お願いしたく思っているのも事実です。

産業課長、もう一つお聞きします。多面的機能の期間、これは取り組んで４年計画ですね。もう一つ、今回の長寿命化、これも来年４月１日からまた新たなスタートになろうかと思いますが、これは取組の計画年、何年でしょうか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　長寿命化計画の取組年は５か年になります。また、５か年以内で、もし事業内容を変更したい場合は、途中で変更しながら、５か年の中で対応することも可能です。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　５か年、承知しました。多面的機能も、これも５か年でよろしかったですね。ありがとうございます。

５か年の中で、全体の維持管理計画、今までそれぞれ各組織で、年次計画のあるものを５年間のスパンで、お金のかかるもの、あるいは緊急性、優先順位、それを立てつつ自分たちでできるもの、あるいは委託、外部の人の応援が必要だと、当然重機になりますけれども、それが必要なとき、田植のシーズン、農家、田んぼがスタートする時期にはこれは難しいので、冬作業、収穫後、来年の春までの事業を拾い出しをするといろいろ出てくると思うんですね。

しかしながら、予算があっての事業になりますから、その辺もいろいろと情報を、各地域によって様々内容も違うと思いますので、相談に乗るなり、計画の支援、これをお願いして、多面的機能プラス、２階建てといっていいのか、考え方なんでしょうけれども、長寿命化計画、これがぜひとも必要だというふうに思っております。我が地区でも、来年もその計画に向けてぜひとも取り組んでいきたいというふうに考えております。

冒頭申し上げましたが、アセットマネジメント、資産運用といいますか、あるもの、現況のものを大事に次の世代までバトンタッチしていく。当然メンテナンスという形になりますけれども、アセットマネジメントの観点から、現在取り組んでいる多面的機能支払交付金制度に加え、長寿命化計画、これへの支援を計画的に推進していく必要があるというふうに思います。

また、来年４月より、次期計画がスタートする組織があると伺っております。既に取り組んでいる事例等を参考に、村内の多面的機能組織と情報を共有して、地域の特性に合わせた長寿命化計画策定推進を進めていただきたいと思っておりますが、村のそれに対する見解をいただければと思います。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

今後、長寿命化計画の推進に取り組んでいただきたいということですが、まず長寿命化、こちら計画の策定に係る予防保全の管理については、施設の維持管理とコストの縮減につながる有効な取組であると考えております。今後、活動組織への取組事例の情報共有、あと毎年行っておるヒアリング、こちらも活用しながら、制度の周知を図っていきたいと考えております。

また、活動組織の皆様にも、現在抱えている課題なんかもきちんと伺いながら、長寿命化計画の策定を推進していきたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員。

○４番（馬場吉信）　ありがとうございます。力強い答弁をいただいて、本当にありがとうございます。

産業課長においては、農地・水、環境保全向上対策から多面的機能支払交付金事業に当初から携わってきております。携わった経験があるということですね。事業内容も熟知していることから、積極的に事業を推進していただきますようお願いをいたします。

村として、人、もの、金、この最適化を図り、地域とともに持続的なインフラ管理体制を構築していくという強い決意をもって、今後の長寿命化計画策定支援に注力していただくことをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大須賀渓仁）　４番、馬場議員の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎報告第１号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀渓仁）　日程第８、報告第１号　令和７年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　それでは、１ページをお願いいたします。

報告第１号　令和７年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第１項の規定により、令和７年度天栄村一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和８年度へ繰り越したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

令和７年度天栄村一般会計繰越明許費繰越計算書によりご説明申し上げます。

款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

２款総務費、３項戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度システム整備事業369万円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金369万円でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、物価高騰対応生活支援商品券発行事業１億447万5,000円、繰越額5,660万円、財源の内訳は国庫支出金5,660万円でございます。

２項児童福祉費、天栄保育所屋外整備事業8,514万9,000円、繰越額、同額、財源の内訳は地方債8,510万円、一般財源４万9,000円でございます。

物価高対応子育て応援手当支給事業1,264万円、繰越額、16万円、財政の内訳は国庫支出金16万円でございます。

６款農林水産業費、１項農業費、関場地区水路改修事業4,840万円、繰越額、同額、財源の内訳は地方債4,500万円、一般財源340万円でございます。

四十檀地区ため池改修事業3,371万1,000円、繰越額3,334万円、財源の内訳は地方債3,330万円、一般財源４万円でございます。

８款土木費、２項道路橋りょう費、児度安養寺線落石対策事業1,385万5,000円、繰越額ゼロでございます。

仲林後藤線道路改良事業5,000万円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金2,200万円、地方債2,800万円でございます。

９款消防費、１項消防費、消防自動車購入事業1,200万円、繰越額1,155万円、財源の内訳は地方債1,140万円、一般財源15万円でございます。

10款教育費、２項小学校費、小学校体育館施設整備事業3,651万2,000円、繰越額、同額、財源の内訳は国庫支出金1,825万6,000円、地方債1,820万円、一般財源５万6,000円でございます。

合計４億43万2,000円、繰越額３億2,540万1,000円、財源の内訳は国庫支出金１億70万6,000円、地方債２億2,100万円、一般財源369万5,000円でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

◎報告第２号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀渓仁）　日程第９、報告第２号　令和７年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長　塚目弘昭　登壇〕

○建設課長（塚目弘昭）　報告第２号　令和７年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告についてご説明申し上げます。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第１項の規定により、令和７年度天栄村水道事業会計予算の建設改良費に係る歳出予算の経費を別紙のとおり令和８年度へ繰り越したので、同条第３項の規定により報告する。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

令和７年度天栄村水道事業会計予算繰越計算書によりご説明申し上げます。

款、項、事業名、予算計上額、支払義務発生額、翌年度繰越額、財源内訳の順に申し上げます。

１款資本的支出、１項建設改良費、県道下松本鏡石停車場線配水管布設工事、予算計上額2,310万円、支払業務発生額877万円、繰越額1,433万円、財源の内訳は起債760万円、損益勘定留保資金673万円でございます。

導水管耐震化事業導水管布設替工事測量設計業務委託、予算計上額1,463万円、繰越額1,463万円、財源の内訳は起債1,000万円、国庫補助金300万円、損益勘定留保資金163万円でございます。

合計、予算計上額3,773万円、支払義務発生額877万円、翌年度繰越額2,896万円、財源の内訳は起債1,760万円、国庫補助金300万円、損益勘定留保資金836万円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

◎報告第３号の上程、説明、質疑

○議長（大須賀渓仁）　日程第10、報告第３号　天栄村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　芳賀信弘　登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘）　５ページをお願いいたします。

報告第３号　天栄村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第８条第１項の規定により、天栄村新型インフルエンザ等対策行動計画を別冊のとおり変更したので、同条第６項の規定により報告する。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

計画の概要につきまして、説明資料１の１ページの報告第３号説明資料によりご説明申し上げます。

本行動計画につきましては、感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護するとともに、村民生活及び社会経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものでございます。

新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、都道府県が行動計画を作成し、市町村は都道府県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を作成することとされておりまして、市町村行動計画は、特措法第８条第２項に掲げる事項を定めるとともに、政府行動計画及び都道府県行動計画と整合性を図ることとなっております。

本村では、平成26年12月に新型インフルエンザ等対策行動計画を策定いたしました。その後、平成29年に政府行動計画が一部改定されたことに伴い、都道府県におきましても改定作業が進められましたが、コロナ禍となったことにより福島県の行動計画改定が見送られ、県内市町村においても改定が見送りとなり、約10年ぶりの抜本改正となるものでございます。新型コロナ対応や関係法令の改正等を踏まえ、令和６年７月に政府行動計画が改定され、県

行動計画は令和７年３月に改定がされております。

改定の概要でございますが、新型コロナの経験も踏まえ、対策を具体化。新型コロナ、新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症も念頭に記載。準備期、初動期、対応期の３期に分け、準備期の取組を充実化。対策項目を６項目から13項目へ拡充。横断的な取組として、５つの視点（人材育成、国と地方公共団体との連携、ＤＸの推進、研究開発支援、国際連携）を追加。実効性確保のため、毎年度のフォローアップ及びおおむね６年ごとの改定を明記。

以上の内容を踏まえた政府行動計画及び都道府県の行動計画と整合性を図った改定となってございます。

本村の行動計画の内容につきましては、第１部では計画策定の趣旨・位置づけについて、感染症危機を取り巻く状況や新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画を踏まえ、計画策定の趣旨や位置づけに関する内容を記載しております。第２部、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針につきましては、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方、役割分担、行動計画の実効性を確保するための取組等を明記しております。また、対策項目については横断的な視点も含めて記載しております。第３部、新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組につきましては、第１章では実施体制、第２章では情報提供・共有、リスクコミュニケーション、第３章では蔓延防止、第４章ではワクチン、第５章では保健、第６章では物資、第７章では村民生活・地域経済の安定の確保と７つの対策項目において、それぞれ準備期、初動期、対応期に分けて、考え方や取組について記載をしておるものでございます。

具体的には、準備期では平時から感染症へ対応できるような体制の整備と普及啓発を行いまして、初動期では、国が感染症の急速な蔓延及びその可能性のある事態を探知し、政府の対策本部が設置された際に初動体制を取り、事態の推移に応じた対応を行い、対応期につきましては、政府が示す基本的対処方針に基づき、時期に応じて感染拡大のスピードを抑えるための不要不急の外出自粛要請、科学的知見による病原体の性状による対応、ワクチンや治療薬への対応、基本的な感染症対策を行うといった流れになってございます。

以上、簡単ではございますが、計画の概要の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

本件は報告案件でありますので、これにてご了承願います。

ここで暫時休議いたします。

２時半まで休みます。

（午後　２時１２分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午後　２時３０分）

◎議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第11、議案第１号　天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長　黒澤伸一登壇〕

○議会事務局長（黒澤伸一）　議案書の６ページをお願いいたします。

議案第１号　天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号第８条）の規定により議会の同意を求める。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字牧之内字児渡54番地。

氏名、北畠正。

生年月日、昭和29年６月30日生。

住所、天栄村大字下松本字河原場11番地４。

氏名、廣瀬弘。

生年月日、昭和39年７月14日生。

住所、天栄村大字大里字丸山22番地。

氏名、添田孝一。

生年月日、昭和27年11月９日生。

住所、天栄村大字大里字沢邸59番地。

氏名、小針定博。

生年月日、昭和31年12月６日生。

住所、天栄村大字白子字太多郎４番地。

氏名、車田京子。

生年月日、昭和51年５月５日生。

住所、天栄村大字飯豊字宮ノ下32番地。

氏名、高崎虎光。

生年月日、昭和33年５月19日生。

住所、天栄村大字高林字上野136番地４。

氏名、大河原友治。

生年月日、昭和37年２月３日生。

住所、天栄村大字柿之内字四本橋13番地。

氏名、石井正美。

生年月日、昭和33年６月５日生。

住所、天栄村大字湯本字居平３番地。

氏名、星賢。

生年月日、昭和38年３月18日生。

○議長（大須賀渓仁）　提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　提案理由をご説明申し上げます。

天栄村農業委員会委員につきましては、現委員が本年７月19日をもって任期満了となりますので、新たな委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第８条の規定により議会の同意を求めるものであります。

今回ご提案申し上げた方々は、いずれも農業に関する知見を有し、農業委員会の委員として適任であります。

なお、９名のうち６名が新任、３名が再任となるもので、任期は７月20日から３年間であります。それぞれの略歴につきましてはお手元の資料のとおりであります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　これ、任命につきましては問題はないんですけれども、牧本地区２人、大里地区２人、広戸地区４人、湯本１人になっているんですけれども、どういう選考基準になっているんですか。田んぼの面積とか何かあるんですか。

○議長（大須賀渓仁）　暫時休議いたします。

（午後　２時３４分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午後　２時３７分）

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お時間いただきまして誠にありがとうございます。

特段、この農業委員の選出に関しましては、地区を定めずに、天栄村全体で定数９名について募集をしております。このたび各地区からの推薦でこちらのほうに提案していただいたところでございます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　推薦というのは誰が推薦するんですか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

こちらは地区の農業者の方々に推薦いただいたり、あと地区の区長様からいただいたりしております。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　私が不思議に思ったのは、牧本地区も結構田んぼを作っている人多いし、それが２人。そして、大里も田んぼの割には２人となって、広戸地区ばっかり４人もいるからと思ったんですよ。誰が推薦してやったんだか、ちょっと定かでない。別に反対するわけじゃないですよ、これ、任命した人に。だから、そういうのを聞きたくて言ったんだけれども、区長様とか、前任者が推薦して決めることなんですか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

必ずしも前任者が推薦しているということではなく、各地区において推薦していただいている状況でございます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　じゃ、分かりました。いろいろ一生懸命やっているボランティア活動と一緒ですから、頑張ってやってもらいたいと思います。

終わります。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第12、議案第２号　専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長　星　裕治　登壇〕

○税務課長（星　裕治）　９ページをお願いします。

議案第２号　専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し承認を求める。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第１号　天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

次のページをご覧ください。

専決第１号。

天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月31日、天栄村長、添田勝幸。

令和８年天栄村条例第14号、天栄村税条例の一部を改正する条例。

天栄村税条例（昭和30年天栄村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の３中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の６第１項」を削り、同条第２号及び第３号中「第81条の６第１項の申告書、」を削る。

第33条第３項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の下に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第36条の２第１項ただし書中「及び第36条の３の３第１項」を「並びに第36条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第36条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第36条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、村長に提出しなければならない。

次のページをお願いします。

第１号　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者。

第２号　法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第53条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有するものに限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者。

第３号　法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき

当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者。

第36条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第48条の９の７の３」を「第48条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第317条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第317条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

第２項　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

第１号　公的年金等支払者の名称。

第２号　公的年金等受給者が、法第314条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨。

第３号　特定配偶者の氏名。

第４号　扶養親族又は特定親族の氏名。

第５号　その他施行規則で定める事項。

第63条中「が土地」の下に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第１項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第２項を削り、同条第３項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第１項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第２項とする。

第81条第１項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第２項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第81条の３から第81条の８までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の４の２様式」を「第33号の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第33号の４の２様式」を「第33号の４様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第１項、第２項、第４項及び第５項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第２項中「第80条第３項ただし書」を「第80条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第７項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第６条中「から令和９年まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３の前の見出し及び同条を削る。

附則第７条の３の２に見出しとして「（個人の村民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第１項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第１項に規定する居住年が」に、「令和７年」を「令和12年」に、「において、前条第１項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第５条の４の２第５項」を「附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第７条の３の２第１項」を「附則第７条の３第１項」に改め、同条を附則第７条の３とする。

附則第７条の４中「又は附則第20条第１項」を「、附則第19条の３第１項又は附則第20条第１項」に、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第８条第１項中「令和９年度」を「令和12年度」に改め、同条２項中「、附則第７条の３の２第１項」を削る。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の下に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第10条の３第７項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第８項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第９項第４号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第６号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第５号及び第12項第５号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第

２項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第２条第２項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第７条の２第１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第１項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第３項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第３項第１号に規定する同法第２条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第３号を次のように改める。

第３号　家屋が高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第５条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第３項の条例で定める同法第２条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別。

附則第10条の４第１項第１号中「附則第12条の４第１項第３号」を「附則第12条の３第１項第３号」に改め、同条第３項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項」を「特定被災共用土地納税義務者（第４号」に改める。

附則第15条の２から第15条の６までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「法第444条第３項に規定する」を「道路運送車両法第60条第１項後段の規定による」に、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、「の種別割」を削り、同条第２項中「令和４年４月１日から令和８年３月31日まで」を「令和７年４月１日から令和10年３月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第３項中「法第446条第１項第３号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和４年４月１日」を「令和７年４月１日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和８年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第４項を削る。

附則第16条の２の見出し中「の種別割」を削り、同条第１項中「の種別割」を削り、「から第４項まで」を「及び第３項」に改め、同条第２項及び第３項中「の種別割」を削る。

附則第16条の３第３項第２号、第16条の４第３項第２号及び第17条第３項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第17条の２第１項中「令和８年度」を「令和11年度」に改め、同条第２項中「令和８年度」を「令和11年度」に、「附則第34条の２第５項」を「附則第34条の２第６項」に、「附則第34条の２第10項」を「附則第34条の２第12項」に改め、同条に次の１項を加える。

第４項　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の２第２項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡した土地等がその譲渡した時において地すべり等

防止法（昭和33年法律第30号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第９条第１の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条第５項第２号及び第19条第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第19条の２の次に次の１条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の村民税の課税の特例）

第19条の３　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第１項及び第２項並びに第34条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第34条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する村民税の所得割を課する。

第２項　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

第１号　第34条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

第２号　第34条の６から第34条の８まで、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項の規定の適用については、第34条の６中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の３第１項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の７第１項前段、第34条の８、第34条の９第１項、附則第７条第１項及び附則第７条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の３第１項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の３第１項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

第３号　第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の３第

１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

第４号　附則第５条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の３第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の３第１項の規定による村民税の所得割の額」とする。

附則第20条第２項第２号中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附則第20条の２第２項第２号及び第５項第２号並びに第20条の３第２項第２号及び第５項第２号中「、第７条の３第１項及び第７条の３の２第１項」を「及び第７条の３第１項」に改める。

附則。

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第１号　第36条の２第１項ただし書、第36条の３の２及び第36条の３の３の改正規定並びに附則第６条の改正規定及び附則第７条の３の２第１項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定、令和９年１月１日。

第２号　第63条の改正規定及び附則第３条第２項の規定、令和９年４月１日。

第３号　第34条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）、附則第９条の２の改正規定及び附則第17条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）並びに次条第４項の規定、令和10年１月１日。

第４号　附則第７条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の２の次に１条を加える改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日。

（村民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第36条の３の３第１項及び第２項の規定は、前条第１号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の村税条例第36条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第２項　前条第１号に掲げる規定による改正後の村税条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、村民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第１項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

第３項　前条第４号に掲げる規定による改正後の村税条例附則第７条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の村民税については、なお従前の例による。

第４項　新条例附則第17条の２第４項の規定は、村民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の２第１項の土地等の譲渡について適用する。

第５項　新条例附則第19条の３の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和

８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第２項　新条例第63条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第３項　令和６年４月１日から令和８年３月31日までの間に新たに取得された地方税等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第４項　平成30年４月１日から令和８年３月31日までの間に旧法附則第15条の11第１項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

第２項　この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第３項　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

では、提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の２の１ページをお願いいたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する省令等が令和８年３月31日に公布、令和８年４月１日に施行されることに伴い、村税条例について、条文の変更や削除のほか、軽自動車税における環境性能割の廃止等の所要の改正について、令和８年３月31日に専決処分したものであります。

主な改正点につきましては、新旧対照表により説明いたします。

まず、18条の３につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割を軽自動車税とすることによる文言の改正であります。

第19条につきましては、延滞金の対象からなる税金、納入金の納期限を列挙する条文について、環境性能割を削除するものであります。

続きまして、第36条の２から第36条の３の３につきましては、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う規定の整備であります。

続きまして、説明資料の２の６ページをご覧ください。

第63条につきましては、固定資産税、家屋及び土地の免税点を引き上げる改正であります。

続きまして、第80条から資料の２の11ページをご覧ください。

第91条につきましては、環境性能割の廃止に伴う文言改正等、規定の整備であります。

続きまして、附則第６条につきましては、特定一般用医薬品等納入費を支払った場合の医療費控除の特例期限の延長に伴う改正であります。

続きまして、資料２の12、附則第７条の３につきましては、住宅借入金等控除の適用期限等の延長、附則第７条の４につきましては、寄附金税額控除における特例の対象拡大。

附則第８条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例の延長。

次のページをお願いします。

附則第10条の３、附則第10条の４につきましては、新築住宅等の固定資産税の減額特例措置の拡充、延長であります。

続きまして、資料の２の17ページをお願いします。

下段の附則第15条の２から附則第15条の６につきましては、環境性能割の廃止に伴う条文の削除であります。

次のページをお願いいたします。

附則第16条、附則第16条の２につきましては、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う文言の改正等、規定の整備であります。

また、附則第16条の３から資料の２の25ページの20条の３につきましては、個人の村民税の課税の特例の条文変更に伴う規定の整備であります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承諾を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第13、議案第３号　専決処分の報告及び承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長　星　裕治　登壇〕

○税務課長（星　裕治）　23ページをお願いします。

議案第３号　専決処分の報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し承認を求める。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

専決第２号　天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

次のページをお願いいたします。

専決第２号。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月31日、天栄村長、添田勝幸。

令和８年天栄村条例第15号。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の１号を加える。

第４号　子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）。

第２条第２項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第３項中「属する」の下に

「国民健康保険の」を加え、同条に次の１項を加える。

第５項　第１項第４号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第２項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の４第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が３万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、３万円とする。

第３条第１項中「地方税法（昭和25年法律第226号）以下「法」という。）」を「法」に改める。

第５条の２第１号中「第７条の３」の下に「、第９条の７」を加える。

第９条の３の次に次の４条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第９条の４　第２条第５項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第９条の５　第２条第５項の被保険者均等割額は、被保険者１人について、1,200円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第９条の６　第２条第５項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者１人について、100円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額）

第９条の７　第２条第５項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

第１号、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、800円。第２号、特定世帯、400円。第３号、特定継続世帯600円。

第23条第１項中「66万円」を「67万円」に、「）並びに同条第４項」を「）、同条第４項」に改め、「17万円）」の下に「並びに同条第５項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からトからリまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が３万円を超える場合には、３万円）」を加え、同項第１号に次のように加える。

ト、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額。被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について、840円。

チ、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割

額。18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について、70円。

リ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額。次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。

（１）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、560円。（２）特定世帯、280円。（３）特定継続世帯、420円。

第23条第１項第２号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

ト、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額。被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について、600円。

チ、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額。18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について、50円。

リ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額。次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。

（１）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、400円。（２）特定世帯、200円。（３）特定継続世帯、300円。

第23条第１項第３号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

ト、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額。被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について、240円。

チ、18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額。18歳以上被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について、20円。

リ、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額。次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額。

（１）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、160円。（２）特定世帯、80円。（３）特定継続世帯、120円。

第23条第２項に次の１号を加える。

第３号　国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割。次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額。

イ、前項第１号トに規定する金額を減額した世帯、180円。ロ、前項第２号トに規定する金額を減額した世帯、300円。ハ、前項第３号トに規定する金額を減額した世帯、480円。ニ、イからハまでに掲げる世帯以外の世帯、600円。

第23条第３項各号列記以外の部分中「及び」を「並び」に改め、「被保険者均等割」の下に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同号第１号中「第24条の30の５」を「第24条の30の６」に改め、同項に次の３号を加える。

第７号　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額。

当該出産被保険者につき第９条の４の規定により算定した所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第８号　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額。当該出産被保険者につき第９条の５の規定により算定した被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第９号　国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額。当該出産被保険者につき第９条の６の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第１項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額。

第23条に次の１項を加える。

第４項　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割（当該納税義務者の世帯に属する18未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前３項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第５項、第６項及び第８項から第15項までの規定中「、第８条」の下に「、第９条の４」を加える。

附則。

（施行期日）

第１項　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

適用区分。

第２項　この条例による改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議案説明資料２の27ページをお願いいたします。

提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令及び国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令等が令和８年１月15日に公布、令和８年４月１日

に施行されることに伴い、国民健康保険税条例について、子ども・子育て支援納付金の徴収、課税限度額の引き上げ、軽減判定所得の基準額の見直し等所要の改正について令和８年３月31日に専決処分したものであります。

新旧対照表により説明いたします。

第２条につきましては、基礎課税額に係る課税限度額を66万円から67万円に引き上げ、また、子ども・子育て支援納付金の課税額の構成に18歳以上被保険者均等割額を加算する仕組の導入、また、課税限度額３万円を追加するものであります。

第３条につきましては、条文の集約をするものであります。

資料の２の28ページをご覧ください。

第５条の２につきましては、基礎課税額の世帯別平等割額に子ども・子育て支援納付金分を追加したものです。

続きまして、第９条の４から９条の７につきましては、新たに子ども・子育て支援納付金に係る課税額を設けたものであります。９条の４につきましては所得割額、９条の５は均等割額、９条の６は18歳以上均等割額、９条の７は平等割額であります。

また、第23条につきましては、現行の限度額の拡充、子ども・子育て支援納付金税額に関する減額規定を新設したものであります。

また、資料の２の33をご覧ください。

こちら、附則の第５項から資料37ページの第15項につきましては、いずれも第８条の下に子ども・子育て支援納付金課税額の所得割、第９条の４を追加するものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご承諾を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

なお、明日は午前10時から開催いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午後　３時３１分）

６　月　定　例　村　議　会

（　第　２　号　）

令 和 ８ 年 ６ 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議　事　日　程　（第２号）

令和８年６月１０日（水曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第４号　天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第　２　議案第５号　天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　３　議案第６号　天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　４　議案第７号　財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第　５　議案第８号　財産の取得に関し議決を求めることについて
日程第　６　議案第９号　令和８年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	齋　藤　寿　昭	２番	石　塚　喜　吉
３番	吉　成　邦　市	４番	馬　場　吉　信
５番	大　浦　トキ子	６番	服　部　　晃
７番	小　山　克　彦	９番	円　谷　　要
１０番	大須賀　渓　仁		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	添　田　勝　幸	副　村　長	揚　妻　浩　之
教　育　長	長　場　壮　夫	参事兼総務課長	関　根　文　則
企画政策課長	森　　和　昭	税務課長	星　　裕　治

参事兼 会計管理者 兼住民課長	熊田典子	健康福祉課長	芳賀信弘
産業課長	大木伸一	建設課長	塚目弘昭
湯本支所長	星　　淳	教育課長	小山泰明
生涯学習課長	櫻井幸治		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤伸一	書　　記	小倉詩織
書　　記	櫻井小百合		

◎開議の宣告

○議長（大須賀渓仁）　おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は９名であります。

よって、定足数に達しております。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀渓仁）　本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第２号をもって進めます。

◎議案第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第１、議案第４号　天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長　星　裕治　登壇〕

○税務課長（星　裕治）　おはようございます。

31ページをお願いいたします。

議案第４号　天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例。

令和３年天栄村条例第28号の一部を次のように改正する。

第２条中「令和８年３月31日」を「令和11年３月31日」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

提案理由をご説明申し上げます。

議案説明資料２－38ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、同省令に規定する特定事業活動施設等の設置期限を３年間延長するため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。

第２条課税免除におきまして、期間を令和８年３月31日から令和１１年３月31日までに変更するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第２、議案第５号　天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　芳賀信弘　登壇〕

○健康福祉課長（芳賀信弘）　33ページをお願いいたします。

議案第５号　天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村保育所条例の一部を改正する条例。

天栄村保育所条例（平成５年天栄村条例第28号）の一部を次のように改正する。

第２条の表、天栄村立天栄保育所の項、位置の欄中、天栄村大字牧之内字膳棚12番地を天栄村大字下松本字東田21番地１に改める。

附則。

この条例は令和８年６月15日から施行する。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、新保育所の開所に伴い所在地の改正を行うものでございます。

改正内容につきまして議案説明資料２－39ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

第２条の表の改正でございますが、位置の欄につきまして現行の天栄村大字牧之内字膳棚12番地を、上段の天栄村大字下松本字東田21番地１に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第３、議案第６号　天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長　星　裕治　登壇〕

○税務課長（星　裕治）　議案第６号　天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「100分の7.38」を「100分の6.11」に改める。

第５条の２第１号中「１万9,800円」を「１万7,600円」に改め、同条第２号中「9,900円」を「8,800円」に改め、同条第３号中「１万4,850円」を「１万3,200円」に改める。

第９条の３中「6,700円」を「5,900円」に改める。

第23条第１項第１号ロ中「１万3,860円」を「１万2,320円」に、「6,930円」を「6,160円」に、「１万395円」を「9,240円」に改め、同号ヘ中「4,690円」を「4,130円」に改め、同項第２号ロ中「9,900円」を「8,800円」に、「4,950円」を「4,400円」に、「7,425円」を「6,600円」に改め、同号ヘ中「3,350円」を「2,950円」に改め、同号第３号ロ中「3,960円」を「3,520円」に、「1,980円」を「1,760円」に、「2,970円」を「2,640円」に改め、同号ヘ中「1,340円」を「1,180円」に改める。

附則。

（施行期日）

第１項、この条例は公布の日から施行する。

（適用区分）

第２項、この条例による改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料２－40ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、第３期福島県国民健康保険運営方針に基づく、保険料水準の統一に向けた取組及び国民健康保険事業費納付金の納付に伴う適正な保険税率を設定し、国

民健康保険事業の安定的な運営を目指すため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表により説明いたします。

第３条から第５条の２までにつきましては、医療給付費分の按分率を改正するものであります。

第３条第１項につきましては、医療給付費分の所得割額の算定に用いる率を「100分の7.38」から「100分の6.11」に改正し、第５条の２につきましては、世帯別平等割額を１世帯当たり「１万9,800円」から「１万7,600円」に、特定世帯については「9,900円」から「8,800円」に、特定継続世帯については「１万4,850円」から「１万3,200円」にそれぞれ改正するものであります。

続きまして、第９条の３につきましては、介護納付金分の世帯別平等割額を１世帯当たり「6,700円」から「5,900円」に改正するものであります。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額の額を改正するものであります。

第１号については、世帯の総所得が43万円を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の７割を軽減するもので、基礎となる税額の改正により平等割額をそれぞれ改正いたします。

第２号につきましては、世帯の総所得額が43万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき31万円を加算した金額を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の５割を軽減するもので、基礎となる税額の改正により平等割額をそれぞれ改正いたします。

第３号については、世帯の総所得が43万円に、被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき57万円を加算した金額を超えない世帯について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の２割を軽減するもので、基礎となる税額の改正により平等割額をそれぞれ改正いたします。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第４、議案第７号　財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　議案第７号　財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第７号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

１、取得する財産及び数量、消防ポンプ自動車１台。

２、契約の方法、指名競争入札。

３、契約の金額3,102万円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額282万円。

４、契約の相手方、住所、福島県郡山市田村町金屋字孫右エ門平57、氏名、和田自動車株式会社、代表取締役、和田幸枝。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料１－11をお願いいたします。

まず、購入仮契約書でございます。

令和８年５月14日付で和田自動車株式会社と仮契約を締結いたしました。

次のページをお願いいたします。

こちらは、入札経過書でございます。

令和８年５月14日に入札を行った経過書でございます。

次のページでございますが、こちらは、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。

３社が参加し、和田自動車株式会社が落札いたしました。

次のページをお願いいたします。

こちらが今回購入いたします消防ポンプ自動車の概要でございます。

まず、車体が日野デュトロでございまして、ディーゼルエンジン、４輪駆動、オートマ、６人乗りの仕様でございます。

搭載するポンプはＡ－２級といたします。

附属品は、軽量吸管２本のほか、記載のとおりでございます。

納入場所は、大里中部の３分団第２班となります。

納入期限は、令和９年３月31日でございます。

購入の理由といたしましては、現在３分団第２班が使用している消防ポンプ自動車が平成10年12月に購入し、今年で28年を経過し、経年劣化が著しくなってきたため、更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　これ大里中部のポンプ車ですよね。これ団員は中型免許をみんな持っているんですか。それはまだ納車になっていないから、気が早いと思うんですけれども、やっぱり免許がないと運転できないものですから、それを徹底して全員免許取らせるようにしなくちゃいけないと思うんですけれども、その該当者は何人ぐらいいるんですか今。分からないですか。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

３分団第２班でございますが、今の団員数が全員で10名となっておりまして、今中型を運転できるのは、私班長にお聞きしましたら、５名か６名は運転できるものがいるので、今の運転に支障はないということでお答えをいただいております。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　すると残り５人ですよね。それはその免許を取るように班長によく話して、結局みんな全面補助するんでしょ。だからそれを徹底してやらないとやっぱり困るでしょ後で。だから取らせるように検討してください。

あともう一つ聞きたいのは、自動車ポンプの古いポンプって下取りというのはないんですか。全部廃棄しちゃうんですか。下取り金額というのはないんですかこれは。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

今のところどうするという計画はないものでございますが、いろいろ車両もそうですけれども、ポンプとか使えるものは公売にかけて、できれば村の財産として適正に処理したいなというふうに考えております。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　これやっぱり特殊だから部品だけ売るとか何かというのはあるんですかやっぱり。そういうのはないんですか。特殊なあれだから、海外に出すとか何かというのはないんですかね、これね。全然、下取りはゼロですか。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

今回の契約で、特に今の車両とかポンプに関しての下取り云々ということに関しては、特に契約の中で入っているわけではございませんので、今回納入した後の車両とポンプの扱いは村の判断で、先ほど言いましたとおり公売にかけたり、場合によっては部品とか売れる場所あるのであれば、それはそういった方向で考えたいなというふうに考えております。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　了解しました。終わります。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　契約の内容を見ますと、納入期限が３月31日と大分差し迫ったような状況になって、契約になっているんですけれども、これは補助事業とかそういったものを使っている場合、この納入期日で間に合うのか。また、今、こういう中東情勢で塗料が足りない、あれが足りないというようなことが言われていますので、その辺は相手方には確認しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

今回の消防ポンプ自動車の購入に関しましては、緊急防災・減災事業債の起債をいたしまして購入を計画しておりまして、今回、年度末ぎりぎりにさせていただいてというのは、やはり納入業者さん以外の、今回入札に参加していただいた業者さんにも確認したところ、やはり先ほど議員おっしゃったとおり、中東情勢の影響で、１番は塗装ができるかどうかがちょっと今の段階で大分時間がかかるかもしれないし、場合によっては年度内に終わらないかもしれないというお話もいただいているものですから、年度末とさせていただいて、場合によってはやはり繰越しというようなことも見据えなければならないと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　そういう話がよく聞こえるものですからちょっと質問させていただいた

んですが、そういうものがはっきりして、契約の延長が出るというような場合には速やかに契約を、再契約ですか、していただいて対応していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第５、議案第８号　財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長　小山泰明　登壇〕

○教育課長（小山泰明）　39ページをお願いいたします。

議案第８号　財産の取得に関し議決を求めることについて。

財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第７号）第３条の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

１、取得する財産及び数量、天栄村立小中学校情報機器等一式。

２、契約の方法、随意契約。

３、契約金額2,858万1,190円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額259万8,290円。

４、契約の相手方、住所、福島県郡山市堤下町13番８号、氏名、株式会社エフコム、代表取締役社長、斎藤正弘。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案資料１－15ページをお願いいたします。

こちらは購入仮契約書でございます。

文部科学省が推進するＧＩＧＡスクール構想に基づきまして、第１期で小・中学校に整備いたしました学習用タブレット端末は、導入から年数が経過し、経年劣化が進んでおります。故障を未然に防ぎ、最新の学習環境を確保するため更新する必要があることから、このたび、新たに学習用タブレット端末等を購入するものでございます。

タブレットの端末等の購入につきましては、福島県教育委員会及び県内59市町村により構成します福島ＧＩＧＡスクール推進協議会におきまして、県域で共同調達を行うこととし、公募型プロポーザルにおきまして、契約交渉相手方やタブレット端末の仕様、価格等が決定されたことから、随意契約により調達をするもので、納期は令和８年12月28日としております。

次に、資料の16ページをお願いいたします。

今回購入いたします情報機器等の内訳でございます。

今回購入いたしますのは、タブレット端末379台及び各学級で大型テレビへの映像出力をするための映像出力装置28個で、タブレット端末には授業支援やフィルタリングなどのソフトウェアのほか、キーボード及びタッチペンを備えております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　タブレット更新の時期で購入するということなんですけれども、今まで使っていたタブレット端末、こちらはどのような形にするのかお聞かせ願います。

○議長（大須賀渓仁）　教育課長。

○教育課長（小山泰明）　お答えいたします。

現在のタブレット端末につきましては、再使用することも検討いたしましたが、その性能、スペック、そういったものが５年前のものであること、さらに、今後このＯＳのサポートの終了、最新の学習ソフトが求める処理能力に追いつかなくなるようなこと、バッテリーも通常３から５年程度で寿命を迎えてしまうこと、再使用後に処分をしようとする場合には価値

が下がることなどが考えられます。また、廃棄するためには、使用端末の情報を適正に消去を行った上で廃棄しなければならないということで、廃棄費用が発生するということが懸念されることから、他自治体では有償売却という方法で処分を行っているところがございます。文部科学省におきましては、使用済端末の処分について、再使用も、再資源化ということで有償売却、どちらも認めておりますので、村といたしましては、そういったことを考えますと、有償売却のほうで検討してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　１番、齋藤議員。

○１番（齋藤寿昭）　ありがとうございます。

有償ということのほうが処分費を払うよりは大変いいのかなと思いますので、その辺をぜひ検討していただければと思います。

以上です。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　予備機、こんなにあるんですけれども、今計算したらば、この予備機だけで225万円になっているんですよね。１台７万5,000円にすると。こんなに予備機って必要なんですか。どういう理由で予備機買うんですか。

○議長（大須賀渓仁）　教育課長。

○教育課長（小山泰明）　お答えいたします。

今回ＧＩＧＡスクール構想におきまして、端末の購入、こちらの補助金として認められておりますのが、予備機というのは児童・生徒用15％までということの範囲内で台数は認められておりまして、村としましては約10％分を予備機として購入するものでございます。

現在、学校の使い方というところでなんですが、例えば突然充電ができなくなったり、落として壊してしまったり、バッテリーの不良、中のソフトの不良、そういった場合に子どもたちがすぐに使えるよう予備機ということで常時備えております。そういったことから、子どもたちの約10％分を購入するものでございます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　それ2,858万円なんですけれども、補助金って幾ら出るんですか。

○議長（大須賀渓仁）　教育課長。

○教育課長（小山泰明）　お答えいたします。

今回の補助金につきましては、公立学校情報機器整備費補助金といたしまして、補助率は３分の２でございます。補助の対象は、児童用と予備機を含めまして、その台数の３分の２ということになってございます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　了解しました。終わります。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第６、議案第９号　令和８年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長　関根文則　登壇〕

○参事兼総務課長（関根文則）　40ページをお願いいたします。

議案第９号　令和８年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和８年度天栄村一般会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,547万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,047万7,000円とする。

（地方債の補正）

第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

43ページをお願いいたします。

第２表、地方債補正についてご説明申し上げます。

羽鳥湖高原生産物直売所改修事業につきましては、改修工事費の増額による限度額の変更によるもので、1,450万円から1,490万円に変更するものであります。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はありません。

また、本事業の変更分につきましては、緊急防災・減災事業債の活用を予定しております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

16款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、補正額109万4,000円。制度改正に伴う介護保険システム改修に係る補助金の増でございます。

17款県支出金、２項県補助金、４目農業水産業費県補助金、補正額150万円。こちらにつきましては、スマート農業による取組を行う事業に対しての補助金が増となることから、中山間地域等直接支払交付金が増額となるものでございます。

３項委託金、２目農林水産業費委託金、補正額120万円。竜生ダム施設修繕費の増に伴い県のダム維持管理委託金が増額となるものでございます。

20款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金、補正額3,000万円。

22款諸収入、４項雑入、２目雑入、補正額128万3,000円。羽鳥湖高原生産物直売所の改修事業として非常用自家発電設備の工事請負費の増に伴い、社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄推進事業費補助金が増となるものでございます。

23款村債、１項村債、３目農林水産業債、補正額40万円。羽鳥湖高原生産物直売所改修事業として、前述の道の駅羽鳥湖高原の非常用自家発電設備の工事請負費の増に伴う農林水産業債の増であり、第２表の地方債補正でご説明申し上げましたとおりでございます。

歳出。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額382万8,000円。

14節工事請負費につきましては、天栄中学校等への防犯カメラ設置に係る経費でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、大里中部集会所の改修に係る集会施設等整備事業への補助金でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、２目老人福祉費、補正額278万2,000円。制度改正に伴う介護保険システム改修委託料の増によるものでございます。

４款衛生費、２項清掃費、１目ごみ処理費、補正額120万円。こちらにつきましては、指定ごみ袋の料金が物価高騰により値上げとなる分を購入者の負担とならないように補助するものでございます。

６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、補正額1,107万円。

12節委託料につきましては、旧季の里天栄の施設改修に係る設計業務委託料を新規計上いたしました。

14節工事請負費につきましては、羽鳥湖高原生産物直売所の非常用発電機等設置工事費を176万円増額、また、旧農林水産物加工所の修繕工事費を250万円新規計上いたしました。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、スマート農業の取組へ補助するもので、中山間地域等直接支払交付金を増額するものでございます。

６目水利施設管理費、補正額240万円。竜生ダムの風速計、雨量計の更新や照明設備に係る施設修繕費の増でございます。２分の１が県からの委託金となります。

９目地域農政特別対策推進活動費、補正額300万円。

こちらにつきましては、農業経営規模拡大支援事業の補助金３件分を増額するものでございます。

７款商工費、１項商工費、３目観光費、補正額290万円。こちらのインバウンド拡大情報発信業務委託料につきましては、県サポート事業として実施しているものであり、今回290万円増額するものでございます。

８款土木費、２項道路橋りょう費、１目道路維持費、補正額900万円。交差点改良工事につきましては、新保育所入り口となる県道と村道の交差点の改修に130万円、また、工業団地コンクリート蓋設置工事につきましては、ハイテク大山工業団地沿いの道路脇にある大型水路への蓋を設置するもので、770万円を増額するものでございます。

14款予備費、１項予備費、１目予備費、補正額70万3,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明は終わりましたが、ここで暫時休議いたします。

11時まで休みます。

（午前１０時４１分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午前１１時００分）

○議長（大須賀渓仁）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　歳出の中の一般管理費で防犯カメラの設置工事の請負費ということで、中学校へのカメラの設置ということなんですが、どういった工事の内容であるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

今回計上させていただきましたのは、中学校の玄関と、あと校舎の裏側、昔の給食センターの敷地で砂利が広くなっていまして、ちょっと見えない箇所だということで、中学校に関しましてはその２か所につけまして、今回計上させていただきましたのはもう１台なんですが、合計３台分なんですけれども、もう一台がふるさと公園の道路に車両等が見えるように１台設置する予定でございます。

○議長（大須賀渓仁）　２番、石塚議員。

○２番（石塚喜吉）　今回３台ということで、中学校２台、小学校のほうもまだ１台ぐらいしかついていないということなので徐々に増やしていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　45ページの３目の農業振興費の、14節工事請負費なんですけれども、旧農林水産物加工所修繕工事請負費、今現在使っていないと思うんですけれども、これ工事して誰が使うんですか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

こちら利用者につきましては、天栄長ネギ生産組合のほうから施設の利用について要望がございます。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　建物の中が老朽化しているからコンクリートなんか直して、どういう工事するんですか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

こちらの工事内容ですが、コンクリートとかではなくて、事務所の壁紙とか天井と、あと、トイレもかなり老朽化しているものですから、そちらのほうの修繕を予定しております。

あと、補足でご説明させてください。その利用についてなんですが、今、長ネギ組合のほうで通年出荷でネギを出荷したいという話があるんですが、どうしても、秋、稲刈りのシーズンになると人手が取られちゃって、その間、長ネギが出荷量が少ない状況になってしまうということで、そちらのほうの補塡とかも考えて利用したいというのと、あと、１か所でネギの出荷調整をすることによって製品が均一化されて安定した出荷が図れる、そういう部分

で利用したいということで今回補正を要望させていただいているところです。

○議長（大須賀渓仁）　６番、服部議員。

○６番（服部　晃）　了解しました。終わります。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　45ページの３農業振興費の18番の中山間地域等直接支払交付金のスマート農業のものというのはどのような形なのかというのと、あと、今６月の段階でこの歳入が新たに入ってくるというのはどういうことなのかということで、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

こちら今回計上したものにつきましては、大里東部地区で昨年自動草刈り機とか導入して、今度はＧＰＳつきの田植え機を導入したいということで要望を受けまして、今回補正で上げた経緯なんですが、県の要望の取りまとめが３月末ということもありまして、当初予算には間に合わなかったものですから、今回１件分計上させていただいたところです。

○議長（大須賀渓仁）　３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　中山間地域等直接支払交付金の中で別枠でこういうものがあるということですか。それの説明をお願いします。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

こちらは中山間地域等直接支払交付金の中でもスマート農業加算という部分、別にありまして、そちらを活用する予定でございます。

○議長（大須賀渓仁）　３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　加算金ということなので長寿命化と同じような形でもらっているんだろうなと思いますが、やはり、先ほどから説明は受けていますが、やっぱり６月議会でまだ２か月しかたっていないということで、補正が歳入も含めた、あと歳入も伴わない補正もありますので、この辺については当初予算が本当にちゃんと精査されたのかというふうに思うんですが、当初予算で間に合わないというのが、なんかこの集会所の整備事業補助金もそうなんですが、280万円という大里中部で地元なのであれですけれども、こういうのも当初でなぜ上がっていなかったのかなというのがありまして、やっぱり当初予算の算定の仕方が年度予算というふうな考え方でやれているのかどうか。やっぱり当初予算って年度予算で１年間これで１回必ずいくということで予算を組むわけですよね。なので、補正はやっぱり、よっぽどイレギュラーがあった場合は補正ですけれども、当初予算だろうなと思うようなものま

で入っているので、その辺、当初予算の査定の仕方についてやっぱりきちんとやっていかないとしようがないんじゃないかなと思うのと、あと、年度予算だという認識があるのかどうか、総務課長、その辺ご説明ください。

○議長（大須賀渓仁）　総務課長。

○参事兼総務課長（関根文則）　お答えいたします。

議員おっしゃること、もっともな部分があるかなとは感じております。

この当初予算を組むに当たって、どうしても12月ぐらいにある程度まとめて、１月にはある程度議会に上げられる形にしなければならないというやり方でやっているものですから、どうしてもそれ以降に、例えば、今回の総務課の集会所の補助金にしても、その後に区のほうからお願いが来たりとか、あと県とのやり取りで、追加でどうしても補正を計上しなくてはならないというのも出てきて、当初予算に間に合わないというのもあるものですから、確かに６月補正で何でもかんでも計上していいというふうに認識しているものではございませんので、やむを得ない事情があってということで今回上げさせていただいているので、何とかご理解いただければと思います。

○議長（大須賀渓仁）　３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　認識していないとは思っていません、それは。皆さんそういう認識の下でやっていると思うんですが、やっぱり今２年間こうやって予算を見ると、補正が毎回毎回６月からずっと上がってくるというふうなことで、それもやはり国の補助金、そういった制度の変更で上がってくるのはしようがないにしても、やっぱりこれはもうちゃんと周知してやっていれば当初予算きちんと上がるだろうなと思われるものまで上がっているので、その辺についてやっぱりお聞きしたんです。ですから、きちんと当初予算、それこそ総務課長査定、副村長査定、村長査定と、そういう査定を幾つもハードルを越えながらいっているわけですから、そこでやっぱりちゃんと１年間の予算だなというふうなことを理解した上でやっていただければなと思っております。

あともう一つ、ごみ袋の物価高騰対策補助金というふうなことで上がっているんですが、ある住民の方から、ごみ袋を何で買わなきゃならないんですかって、お金を出してごみを作っているのと同じですよねって言われたんですよ。確かにそう言われればそうだなと。結局ごみ袋をごみにするためにお金を出して買っているというふうなことを言われて、ちょっと私もはっとしたんですが、ですから普通のそういう余ったビニールの袋とかそういったものを利用してごみを出した方がごみの減量につながるんじゃないですか、言われることはもっともだなというふうに思っていましたので、きちんとそういうふうな名前を書いたりいろいろなことしないとやっぱり不法投棄とか、よそから持ってきてやるようなものがあったので、以前からこうやっているんですよという話はしたんですが、今は鍵もかかるし、その地区以

外の人が入れられるような状況にないでしょうというふうに言われて、なるほどなと。その辺について、考え方というか、そういうふうな話があったのでちょっと考え方をお聞かせいただければと思いますんでよろしくお願いします。

○議長（大須賀渓仁）　住民課長。

○参事兼会計管理者兼住民課長（熊田典子）　お答えいたします。

ごみ袋の指定なんですが、今、議員がおっしゃったようにモラルの問題とかそういったものがあって当初は始めたと思います。だんだんと守られてきておりましたが、名前を書かなくなった時点から、先日もあったんですが、すごい大量の水分を含んだごみを出して、ごみ回収の事業所から報告がありまして、指導するにしても名前が書いていないので、なかなかできないという事例もありました。ただ、そういった意見もあるということですので、今後、近隣市町村の動向をみながら検討していきたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　３番、吉成議員。

○３番（吉成邦市）　私も聞かれてはっとしたので何とも答えようがなかったんですが、そういうふうな意見もあるという、どれだけやっぱり住民のモラルの高さが個々のごみの問題になると思いますんで、そのごみ袋云々よりも、もっともっと啓発というか、住民自体がごみを少なくするというふうなことを考えていくこと自体が、そういったごみが減量されることだと思っていますんで、参考までに、たまたまこのごみ袋のやつがありましたのでお話ししておきたいと思います。

あと、以上です。ありがとうございます。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　45ページの農業振興費の12の旧季の里天栄改修設計委託料なんですけれども、これ前にもちょっと説明は受けたんですけれども、改めてどういうふうに使うのか、そのためにどういう設計を依頼してあるのかというのを詳しく聞かせていただきたいと思います。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

旧道の駅季の里天栄の今後の利活用についてでございますが、令和６年度に地域関係者、また団体との意見交換を踏まえて、その利活用について検討を重ねてまいりました。その中で、加工施設、交流施設や観光案内機能、飲食店機能などを備えました複合施設としての活用として一定の方向が見えてきました。このことから具体的な施設整備の内容を整理するために今回設計業務のほうを委託するものでございます。

今回の設計業務につきましては、今までの意見等を踏まえながら、施設の利用の方向性を

具体化して地域の活性化や交流人口の拡大につながるような施設として再生を図るために取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　施設の改修の目的というか、それは分かっています。設計委託ということは、ある程度、使う会社なり企業なりが分かっているからそのための使いやすいような設計を依頼するわけでしょう。例えば、飲食をするんだったら、飲食のための設備とかそういうふうな設計をするわけでしょ。それ今全然説明なかったんですけれども。全く真っさらの状態で設計を頼むんですか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

設計に依頼する内容としましては、まず、飲食店としての場所、今までそばで使っていた、そばを提供した場所は飲食店が入れるような形。今まで売り場として使用していたところは交流施設と観光案内という形で、主体としては夢学校のほうからそういう利用について要望がございます。あと、加工施設については、振興公社のほうから農産物の加工について利用したい、また、そこのほうも、一応利用したいという要望というか、お声がけというか、そういう形で声はいただいているものですから、その３つに分けて設計を進めていきたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　設計に約500万も使うんですけれども、ということは今後そういう事業所等々が入って工事となると、またすごい金がかかるわけなんですけれども、今、夢学校とかという話があったんですけれども、これだけの金かけるんだから、ある程度の入る企業等々の内容とか、そういうのはきちんと把握しているんでしょうか。例えば、飲食施設にしてもどんな施設、そば屋さんが来てもとか、ほかの食堂が来ても使えるように準備するのか、それともそれは決まっているから、そのために使いやすいように準備するのか、要するに、村でどこまでお膳立てしてというか、設備を整えて、きてくださいと言うのか、それとも大体こういう施設って普通は真っさらの状態で貸しますから、自由に内容はつくって、自分のやりやすいようにつくって使ってくださいみたいなこともあり得ると思うんですよ。だからどの辺まで設計に入れて、その企業というか、やる人を呼ぶのか、その辺ちょっと分かんないですけど、これ結構お金かかると思うんですけれども、その辺どういうふうに考えているんですか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

設計の内容としまして、基本的にはその箱貸しというか、備品とか使うものについては基

本的にはその事業者、実施主体のほうにそろえていただくような形で考えております。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　ということは今回の設計は、かなり古い建物ですから、基礎部分とか、そういう本当の基礎部分だけのやつの改修と考えているんですか。それだったら、設計の委託料に500万もかける必要ないんじゃないかなとも思うんですけれども、その辺どうなんですか。

○議長（大須賀渓仁）　暫時休議いたします。

（午前１１時２２分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午前１１時２３分）

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お時間をいただきまして誠にありがとうございます。

今回その設計については、各部屋を完全に３つに、つながっている状態でしたが完全に個別に区切った形での利用を考えておりまして、そちらに係る電気設備だったり、空調だったり、あと消防設備などの費用も含まれていまして、それで約400万円というような金額となっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　それだけ３つに区切って空調等々やるということは、さっき夢学校と言いましたけれども、そのほかにももう決まっているということ、ほぼ。そのために改修するということなんでしょう、どうなんですか。どういう会社が入るのか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

現在、お話をいただいているところは、まず天栄村振興公社については加工室関係、夢学校につきましては、交流とか観光案内関係です。あと食堂につきましては、まだ確定ではございませんが、１件利用したいということで相談を受けている状況でございます。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　これは季の里天栄って正式な名称は、生産物直売所とかというようなことで補助金を受けて、目的というのは何でしたっけか。

○議長（大須賀渓仁）　暫時休議いたします。

（午前１１時２６分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午前１１時２８分）

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

施設の目的ですが、農業の振興と地域活性化のための施設となっております。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　農業振興と地域活性化のための建物なんですけれども、その建物自体の使用というか、それは例えば、生産物の直売所等に限るとか、そういうふうな意味合いだったんじゃないんでしょうか。だから今回、ほかの使用目的にもし当てはまるんであれば、これの前にまず、そういう使用目的の改定というか変更等々を行ってからやるべきじゃないんですか。その辺は私そこまで詳しくは分からないですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（大須賀渓仁）　産業課長。

○産業課長（大木伸一）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、条例の改正なりは必要になってくると考えておりますので、今後、その実施設計も進めながら、その施設の状況に応じた条例の改正等について検討を進めていきたいと考えております。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　であれば、ちょっと休議してその順序を一応確認してからやったほうがいいんじゃないですか。というのは、今定例会で設計委託するというのも、ちょっと決められないようになってくるんじゃないですか。その辺、ちょっと休議してきちんと精査してからにしてほしいんですけれどもね。

○議長（大須賀渓仁）　ここで暫時休議いたします。

（午前１１時３０分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午前１１時３４分）

◎散会の宣告

○議長（大須賀渓仁）　ただいま議案審議の途中でありますが、本日はこれにて散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

なお、明日は午後２時から開催いたします。議員の皆さんは、この後、午後１時30分より全員協議会、その後、各常任委員会を開きますので議員控室にお集まりください。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午前１１時３４分）

６　月　定　例　村　議　会

（　第　３　号　）

令 和 ８ 年 ６ 月 天 栄 村 議 会 定 例 会

議　事　日　程　（第３号）

令和８年６月１１日（木曜日）午後２時開議

日程第　１　議案第　９号　令和８年度天栄村一般会計補正予算について
日程第　２　議案第１０号　令和８年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第　３　議案第１１号　令和８年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について
日程第　４　陳情調査報告
日程第　５　各委員会閉会中の継続審査申出
日程第　６　発議案第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第　７　発議案第２号　国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について
招集者あいさつ

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番	齋　藤　寿　昭	２番	石　塚　喜　吉
３番	吉　成　邦　市	４番	馬　場　吉　信
５番	大　浦　トキ子	６番	服　部　　晃
７番	小　山　克　彦	９番	円　谷　　要
１０番	大須賀　渓　仁		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　　長	添　田　勝　幸	副　村　長	揚　妻　浩　之
教　育　長	長　場　壮　夫	参事兼 総務課長	関　根　文　則

企画政策課長	森　和昭	税務課長	星　裕治
参事兼 会計管理者 兼住民課長	熊田典子	健康福祉課長	芳賀信弘
産業課長	大木伸一	建設課長	塚目弘昭
湯本支所長	星　淳	教育課長	小山泰明
生涯学習課長	櫻井幸治		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	黒澤伸一	書記	小倉詩織
書記	櫻井小百合		

◎開議の宣告

○議長（大須賀渓仁）　ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は９名であります。

よって、定足数に達しております。

（午後　２時００分）

◎議事日程の報告

○議長（大須賀渓仁）　本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第３号をもって進めます。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第１、議案第９号　令和８年度天栄村一般会計補正予算についてを昨日に引き続き議題といたします。

産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　昨日は、お時間をいただきまして誠にありがとうございました。

おただしのありました、天栄村農林水産物直売食材供給施設設置に関する条例につきましても、新たな利活用に対応した施設設置条例の準備を進めてまいりますので、お示しできる段階となりましたら改めて議会へご説明いたしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　７番、小山議員。

○７番（小山克彦）　了解しました。そのときはよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（大須賀渓仁）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第２、議案第10号　令和８年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔参事兼会計管理者兼住民課長　熊田典子　登壇〕

○参事兼会計管理者兼住民課長（熊田典子）　47ページをお願いいたします。

議案第10号　令和８年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和８年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億5,119万円とする。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

49ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税、補正額689万4,000円の増。こちらは令和８年度納付金額確定に伴う各節の増減でございます。

歳出、３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付分、１目一般被保険者医療給付費分、補正額24万1,000円の減。

２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額348万4,000円の増。

３項介護納付金分、１目介護納付金分、補正額６万4,000円の増。

４項子ども子育て支援金分、１目子ども子育て支援金分、補正額358万7,000円の増。

１項から４項につきましては、令和８年度分の県より示されるそれぞれの納付金額確定に

よる増減でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第３、議案第11号　令和８年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長　大木伸一　登壇〕

○産業課長（大木伸一）　51ページをお願いいたします。

議案第11号　令和８年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和８年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額は3,590万3,000円のうちで、歳出を補正する。

令和８年６月９日提出、天栄村長、添田勝幸。

53ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額193万5,000円の増。こちらは、本年４月にハイテク大山団地内において、事務所の建物に向けてガラスの瓶が投げつけられる事案が発生したことを受けまして、地域住民や周辺事業所の皆様の安全安心の確保と犯罪防止を図るため、防犯カメラをハイテク大山団地内の主要道路に１台設置するものでございます。

２款予備費、１項予備費、１目予備費、193万5,000円の減となります。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情審査報告

○議長（大須賀渓仁）　日程第４、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会に付託となっていました事件２件について、総務常任委員会委員長からの審査の結果を求めます。

総務常任委員会委員長、石塚議員。

〔総務常任委員会委員長　石塚喜吉　登壇〕

○総務常任委員会委員長（石塚喜吉）　令和８年６月11日、天栄村議会議長、大須賀渓仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、石塚喜吉。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号４。

付託年月日、令和８年６月９日。

件名、地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

審査結果、採択。

委員会の意見、現在、地方自治体は従来の業務に加え、ＤＸの推進や物価高対策など、極めて多岐にわたる役割が求められていることから、2027年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、これらの行政需要を的確に把握するとともに、諸課題解決のため地方財源措置の充実・強化を図られるよう意見書を提出する。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号５。

付託年月日、令和８年６月９日。

件名、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書。

審査結果、採択。

委員会の意見、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、令和９年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を国に求めるため意見書を提出する。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（大須賀渓仁）　報告が終わりましたので、受理番号４、地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、受理番号５、国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書提出の陳情書について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀渓仁）　日程第５、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に、総務常任委員会委員長、続いて、産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順により申出願います。

議会運営委員会委員長、吉成議員。

〔議会運営委員会委員長　吉成邦市　登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉成邦市）　令和８年６月11日、天栄村議会議長、大須賀渓仁様。

天栄村議会議会運営委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第８項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

１、事　　件　（１）本会議の会期日程と議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

２、理　　由　地方自治法第109条第３項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、石塚議員。

〔総務常任委員会委員長　石塚喜吉　登壇〕

○総務常任委員会委員長（石塚喜吉）　令和８年６月11日、天栄村議会議長、大須賀渓仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、石塚喜吉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第８項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

１、事　　件　（１）総務常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報公聴活動。

２、理　　由　地方自治法第109条第２項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、齋藤議員。

〔産業建設常任委員会委員長　齋藤寿昭　登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（齋藤寿昭）　令和８年６月11日、天栄村議会議長、大須賀渓仁様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、齋藤寿昭。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第８項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

１、事　　件　（１）産業建設常任委員会所管業務に係る研修並びに調査研究及び広報公聴活動。

２、理　　由　地方自治法第109条第２項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長　馬場吉信　登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信）　令和８年６月11日、天栄村議会議長、大須賀渓仁様。

天栄村議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第８項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

１、事　　件　（１）議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究、研修。

２、理　　由　地方自治法第109条第２項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと

思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が２件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後　２時２１分）

○議長（大須賀渓仁）　休議前に引き続き再開いたします。

（午後　２時２３分）

◎発議案第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第６、発議案第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

２番、石塚議員。

〔２番　石塚喜吉　登壇〕

○２番（石塚喜吉）　発議案第１号　地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和８年６月11日。

提出者　天栄村議会議員　石塚喜吉

賛成者　天栄村議会議員　馬場吉信

賛成者　天栄村議会議員　服部　晃

天栄村議会議長、大須賀渓仁様。

提出の理由です。

現在、地方自治体は従来の業務に加え、ＤＸの推進や物価高対策など、極めて多岐にわたる役割が求められていることから、2027年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、これらの行政需要を的確に把握するとともに、物価高騰対応や賃上げ基準に相応する人件費の確保まで含めた地方財政確保の充実を図るべく、地方自治法第99条の規程の基づき、国に意見書を提出するため。

意見書送付先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀渓仁）　日程第７、発議案第２号　国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

４番、馬場議員。

〔４番　馬場吉信　登壇〕

○４番（馬場吉信）　発議案第２号　国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和８年６月11日。

提出者　天栄村議会議員　馬場吉信

賛成者　天栄村議会議員　石塚喜吉

賛成者　天栄村議会議員　服部　晃

天栄村議会議長、大須賀渓仁様。

提出の理由です。

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するために、引き続き、令和９年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を国に求めるため。

意見書送付先

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

財務大臣

なお、意見書については別紙のとおりであります。

○議長（大須賀渓仁）　説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（大須賀渓仁）　お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀渓仁）　異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（大須賀渓仁）　ここで招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長　添田勝幸　登壇〕

○村長（添田勝幸）　令和８年６月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、６月９日から本日までの３日間にわたりまして、令和８年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日成立を見ました補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き各種施策に全力で取り組んでまいります。

これからの梅雨本番、そして本格的な出水期を迎えるに当たり、安全安心の確保、防災減災対策に万全を期してまいります。議員の皆様におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀渓仁）　これで招集者あいさつを終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大須賀渓仁）　以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和８年６月天栄村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後　２時３１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年　８月２５日

議　　長　　大須賀　　渓　　仁

署名議員　　大　　浦　　ト キ 子

署名議員　　服　　部　　　　晃

参　　考　　資　　料

議 案 等 審 査 結 果 一 覧 表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
報告１号	令和７年度天栄村一般会計繰越明許費繰越しの報告について	６月９日	―
２号	令和７年度天栄村水道事業会計建設改良費繰越しの報告について	６月９日	―
３号	天栄村新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について	６月９日	―
議案１号	天栄村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	６月９日	同　　意
２号	専決処分の報告及び承認について	６月９日	承　　認
３号	専決処分の報告及び承認について	６月９日	承　　認
４号	天栄村特定事業活動振興計画に基づく村税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	６月10日	原案可決
５号	天栄村保育所条例の一部を改正する条例の制定について	６月10日	原案可決
６号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	６月10日	原案可決
７号	財産の取得に関し議決を求めることについて	６月10日	原案可決
８号	財産の取得に関し議決を求めることについて	６月10日	原案可決
９号	令和８年度天栄村一般会計補正予算について	６月11日	原案可決
１０号	令和８年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	６月11日	原案可決
１１号	令和８年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	６月11日	原案可決

議　員　提　出　議　案

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
発議１号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	６月11日	原案可決
２号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	６月11日	原案可決

陳　　情　　文　　書　　表

受理番号	受理年月日	件　　名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
4	令和８年 ５月11日	地方財政の充実･強化を求める意見書提出陳情	福島県須賀川市八幡町135 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合会 議長　加藤　政之	総　　務 常任委員会
5	令和８年 ５月22日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情	福島市上浜町10－38 福島県教職員組合 中央執行委員長 酒井　和紀	総　　務 常任委員会

陳　　情　　審　　査　　結　　果

受理番号	付託年月日	件　　名	結　　果
4	令和８年 ６月９日	地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書	採　　択
5	令和８年 ６月９日	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書	採　　択